

出といふか、老齢化といふことが言われますが、そういう状況の中で基地漁港強化をして中大漁業近代化をはかると、こういう方向が見出されています。そこで第一点は、まず漁業の中心基地は、漁港の問題にならうと思いますが、若干私、受けとめているわけです。

そこで第一点は、まず漁業の中心基地は、漁港の問題から入りたいと思うわけです。昨年九月に金沢で全国の漁港大会があつて、私もそれに出席をしてございさつ申し上げたのですが、そのときに全国の漁港関係の方からいわゆる特定第三種の漁港について、漁港については、公共性といふ点からいっても、七五%まではどうしても補助率を上げよといふ非常に強い御希望があり、長い間懸案であったわけですが、とにかくにも七〇%などと一緒に一応なったわけですが、いままでそれだけの大変な特定第三種漁港がなぜ六〇%に低迷をしておつたのか、あるいはそれが七〇%にとどまつたのか。それらの点をまず伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 御指摘のとおり、特定第三種漁港につきましては、特定第三種漁港が法律でもはつきり定められておりますように、第三種漁港のうち特に重要な漁港ということで現在十

現在十一港になつておるわけでござります。実は特定第三種漁港につきましては、旧年来その補助率の引き上げといふ、國庫負担率の引き上げの要望が強く出ておつたわけでございまして、われわれといつてしましても、その努力を続けてまいりましたのでございますが、従来どちらかといいますと、事業量の確保といふことに追われまして、補助率、國庫負担率の引き上げといふことが実現しなかつたといふことであつたかと思ひます。それと政府の方針といつてしまして、原則として公共事業費の補助率の引き上げを行なわないといふことが、毎度閣議で決定されるという経緯もございまして、われわれとしても何とか國庫負担率の引き上げをいたしたい、まあ業界からの強い要望をこ

ざいますので努力はいたしましたが、

いま申し上げましたような事情で、従来國庫負担率の引き上げの実現を見なかつたのでございま

いたしましては、私ども当然係留施設あるいは機

能施設等につきましても、国の負担率の引き上げ

ますのは、外郭施設と水域施設につきまして、特定第三種漁港の國庫負担率を百分の六十から百分の七十にいたしたのでござりますが、この点につきましても、実は、われわれの要望は、業界の御

要望も受けまして百分の七十五といふことで大藏省とも折衝をいたしたのでござりますが、最終的には百分の七十といふことになつたのでございま

す。これらにつきましても、私どもいたしましては、他の類似の公共事業との関連といふようないしもございまして、やはり同種の公共事業といつましても、御承認のとおり港湾事業があるわけございまして、これがこの横になるというよ

うな関係もございまして、不十分ではございませんが、かねて懸案の國庫負担率の引き上げといふことの実現をみたという経緯でございます。

○辻一彦君 いまの御発言の中に、基本施設の中で係留施設が据え置きになつたといふことがあります、これがいまでは同じ比率であったのが、なぜこれが据え置かれたのか、それから、これがこれからどういう見通しなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 今回の特定第三種漁港の国庫負担割合の引き上げにつきましても、かねて業界方面から強い要望があることは、われわれも十分承知をいたしております。実質的には同率と相なつておると伺いたいと思います。第三種漁港の国庫負担割合の引き上げにつきましても、かねて業界方面から強い要望があることは、われわれも十分承知をいたしております。実質的には同率と相なつておると

いたいことでござります。第三種漁港の国庫負担割合の引き上げにつきましても、かねて業界方面から強い要望があることは、われわれも十分承知をいたしておきました。従来とも検討を続けておる

ことの実現をみたといふことの実現を見な

に、これはもう少しけたを上げるようにがんばっ

てもらいたいと思います。

そこで、昨年も、私、いま申し上げたように、

金沢の漁港大会で特定第三種とあわせて第三種の漁港、しかもその第三種漁港はかなり漁獲高が、水揚げが上がり、公共性も非常に強い、全國から船が集まる、こういうことで、特三に準ずる港

がかなりあるよう思ひます。これが上げられ

ないのか、あるいはこれからの見通しとい

ります。

○政府委員(太田康二君) 本年度の事業といたしましては、三億強といふように了解をいたしてお

ります。

○辻一彦君 負担増は三億強ですか。まあ非常に

漁港法改正と名を打つて補助率が一〇%上がつた

ことによって特定第三種の漁港に対する国庫の負担金増は大体總額幾らくらいになりますか。

○政府委員(太田康二君) 本年度の事業といたしましては、三億強といふように理解をいたしてお

ります。

○政府委員(太田康二君) いまの御発言の中に、基本施設の中

は、第四次漁港整備計画に従いまして計画的に漁港の整備をいたしておるのでござりますが、特定

第三種漁港につきましても、それの年次計画があるわけでござります。先ほど申し上げました

ように、外郭施設と水域施設の國庫負担率を百分

の六十から百分の七十に引き上げることによつて

なりまして地元負担の軽減をはかるといふことに

なつたのでござります。

そこで御指摘の係留施設につきましても、その

施設の持つ役割といへん重要であるといふこと

は論を待たないのでござりますが、まあ私どもと

いたしまして、ある程度重点をしぼりまして今回

の措置を講じたのでございまして、将来の問題と

いたしましては、私ども自然係留施設あるいは機

能施設等につきましても、国の負担率の引き上げ

というよな点につきましては、検討すべき問題

であるといふふうに理解をいたしております。

そこで、最近におきますところの、何と申しま

すか、漁船の大型化の問題あるいは漁獲物の生産

の審議をして三億といふのは、どつちもちょっと残念な気がするんですが、いまの長官発言のよう

○辻一彦君 これは、まあ何日間かこの委員会においても、附帯決議の趣旨をございますので、十分前向きに検討をしていかたいというふうに考えております。

す。その過程におきまして、第三種漁港の国負担割合の引き上げといふような点につきましては、附帯決議が非常に四十四年当時と比較いたしましたと振興されたというような問題もございまして、できれば、私どもいたしましては、昭和四十八年度を初年度とする昭和五十二年の第五次の漁港整備計画を明年度予算にはぜひ実現をいたしたいということで、現在内々検討をいたしております。その過程におきまして、第三種漁港の国負担割合の引き上げといふような点につきましては、附帯決議の趣旨をございますので、十分前向きに検討をしていかたいというふうに考えております。

が非常に増加しておる、どうやら漁港も中にはあるわけでござりますので、こういった何と申しますか港の状況、進展等もあわせまして、私どもいたしましては、法に定められたところに従いまして、今回第五次の漁港整備計画を立てますときには、一応特定第三種漁港につきましての基準等もあるわけでござりますから、これらをにらみ合わせまして、これにつきましては、新しく指定をするといふような方向で、現在検討いたしておる次第でござります。

があるわけでござります。従来特定第三種漁港の整備計画の改定という問題につきましては、まあ漁港の整備計画の改定の際に実施をいたしておりますので、いま申し上げたような趣旨も十分勘案をいたしまして、私どもといたしましては、四十八年度にまことに私どもの計画では、第五次漁港整備計画を立てたいと考えておりますので、その際、前向きに対処してまいりたい、かように存じております。

○辻一彦君 まあすべては、その第五次にあるよですが、前向きはここだけに終わらずに、具体的な実現の中であらひとつ考えてもらいたいと思いまます。

あまりないよう聞いておるんですが、どういふ
これから見通しを、これらに対し持たれる
か。せつかく魚がとれても、こういふ加工施設
や、そういうものが伴わないと十分な成果が上が
らないと思うんですが、その点の考え方を聞きた
いと思います。

○政府委員(太田康二君) いま御指摘になりまし
たよな焼津等につきましては、やはり流通の拠
点でもあるというふうな意味で、加工施設の充実
が強く要求されることは事実でございまして、特
に私どもいたしましては、第五次の漁港整備計

○政府委員(太田康二君) 特定第三種漁港は、現
在全国で十一港といふことは先ほど申し上げたと
おりでございまして、
その点はどうですか。
沿岸をずっと見ると、全國に特定第三種漁港が十一
港あって、浜田だけが日本海の側に特三として
あります。あとは日本海側に残念ながら特定三
種が、一港浜田以外にはないわけなんですね。漁
獲量の全体あるいはその入港する船のトン数や隻
数、いろいろなまあ私は基準があるうとは思いま
すが、日本海沿岸における漁業の重要性から考え
て、やはり将来この日本海側における第三種を特
定第三種に指定を拡大する考え方があるかどうか、
年頭に向けてがんばってもらいたいと思います。

のは、四十年一月三十一日に漁港審議会で決定していますね。これを見ますと、「次の各号に該当する」という幾つかあって、それを「原則とするが、」と区切って水産業振興上の地域的重要性、漁港の将来性を総合勘案して決定するとありますね。そうなりますと、各号として一、二、三とあがつておりますが、これに厳密に適合——まあちょっと距離があつても、地域的な水産業的重要性ということになれば、日本海側には少なくも全國十一のうち幾つかこれからふやさるべきであるし、それから漁港の将来性ということになれば、どうしても瀬戸内海等があれだけ水が荒れてくるという中で、やはり日本海における漁業の将来といふものは、かなり拡大をしていく可能性も私はあると思うんですが、そちらの点も勘案すれば、厳密にこれにびつしり合わなくとも、これに近づきつつあると、そういうふうな条件に該当すれば特三に指定される用意があるのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(太田康二君) 当然、特定第三種漁港の選定につきましては、いま御指摘のとおり、一応一号から三号までの基準があるわけでございますが、水産振興上の地域的な重要性及び将来性を総合勘案して決定するというような何と申しますか、原則に対する例外規定もあるわけでございまして。現に、この一号から三号までの基準にはば該当いたしておる漁港も、たとえば鳥取県の境港等

そこで、先ほどの長官からも発言がありましたが、この基本施設、機能施設のバランスというものが非常に大事だと思うんですが、この機能施設のほうへの助成というものが、まあ漁協の単独でやるような場合にあまりされていません。が、この間、私、焼津のほうに行つたんですが、この焼津の水揚げがあるいは金額においては一番大きいという理由には、これはまあ専門で御承認のとおりと思います。それは加工施設が背後にあって、わりと魚価が加工のために安定をするというので、多くの漁船が、県内に限らず遠く各地方から集まつてここに水揚げをすると、こういうものが水揚げの増加、いわゆる水揚げ量の第一といいう原因になつておるということを見たわけなんですね。しかし、あの焼津においてもこの港の発展した経路から考えて、おかのほうに拡大をしていくといふことは非常にむずかしいと、そうなると海をかなり埋め立てて、そこに加工施設等をつくる、こうしたことによつていわゆる漁港と、基本施設と機能施設がバランスがとれた発展が期せられる、こういうことに私はなろうと思うんですね。そこで、焼津ではまあいう埋め立てによって、ある加工施設の充実ということをどうしてもやりたい。それに、埋め立てには二百五十億ぐらいの膨大なお金がかかるということを計算をしておりましたが、こういうことについて、現在の制度では、融資とかあるいは助成とか、こういう方法が

漁船の大型化、あるいは漁獲量の増大ということと合わせて、集中水揚げに伴いますところの漁港につきましては、特にそういう流通の拠点であるというような観點から、その整備を進めなければならぬといふうに考えております。

そこで、現在の補助の体系で申し上げますと、基本施設のほかに、機能施設のうち公共性の高い輸送施設、あるいは漁港施設用地につきましては、漁港整備事業として補助対象といたしておりますのでございまして、特にこの場合、漁港施設用地につきましては、いま御指摘のように、背後地がないような場合には、埋め立てによって実施される場合が多いわけでござりますけれども、これらにつきましては、漁業協同組合が維持運営するような加工施設の敷地、いわゆる加工場の敷地等につきましては、公共施設の用地といたしまして補助の対象といたしておりますのでござります。

このほか、漁港管理者が単独事業として実施するというような埋め立て事業に対しましては、別途、起債による財源措置というものを講じておるのでございます。だから、拠点的な、流通の拠点になるような漁港につきましては、いま言つたようなことで対処をいたしてまいりたいというふうに考えております。それ以外の、漁港の持ちますから、これらにつきましては、軽微なものにつきましては、

○政府委員(太田康二君) 特定第三種漁港は、現在全国で十一港ということは先ほど申し上げたとおりでございまして、
〔委員長退席、理事亀井善彰君着席〕

○政府委員(太田康二君) 当然、特定第三種漁港の選定につきましては、いま御指摘のとおり、一応一号から三号までの基準があるわけでござりますが、水産振興上の地域的な重要性及び将来性を総合勘案して決定するというような何と申しますか、原則に対する例外規定もあるわけでござります。現に、この一号から三号までの基準にはば該当いたしておる漁港も、たとえば鳥取県の境港等きつつあると、そういうふうな条件に該当すれば第三に指定される用意があるのかどうか、その点どうですか。

した経路から考えて、おかのほうに拡大をしていくといふことは非常にむずかしいと、そうなると海をかなり埋め立てて、そこに加工施設等をつくる、こういうことによつていわゆる漁港と、基本施設と機能施設がバランスがとれた発展が期せられる、こういうことに私はなろうと思ふんですね。そこで、焼津等ではああいう埋め立てによって、加工施設の充実ということをどうしてもやりたい。それに、埋め立てには二百五十億ぐらいの膨大なお金がかかるということを計算をしておりましたが、こういうことについて、現在の制度では、融資とかあるいは助成とか、こういう方法が

つきましては、公共施設の用地といたしまして補助の対象といたしておりますのでござります。このほか、漁港管理者が単独事業として実施するというような埋め立て事業に対しましては、別途、起債による財源措置というものを講じておるのでございます。だから、拠点的な、流通の拠点になるような漁港につきましては、いま言つたようなことで対処をいたしてまいりたいというふうに考えております。それ以外の、漁港の持立ちますところの機能といたしまして、当然流通のセンター的な機能もあるわけでございますから、これらにつきましては、軽微なものにつきましては、

沿岸漁業構造改善事業等による助成もござりますし、それから流通の主産地形成事業といふような事業も実施いたしておりまして、これらによりましての施設助成等の道も講ぜられておるわけでございますから、事業の実施にあたりましては、いわゆる基本施設の整備とあわせまして、そういう事業が同時に行なわれるような、何と申しますか、事業の実施体制を整備してまいりが必要があるというふうに考えております。

○辻一彦君 その問題は、若干あとで関連するところがあるからまた、触れたいと思います。

そこで、第四次の計画の最終年度は四十八年度と思つたんです、それを待たずに打ち切つて、四十八年度から第五次に入る、そういう計画が立てられようとしておるわけですが、そこら辺の経過といいますか、いきさつといふか、それは、四次の最終年度を待たず、さらに計画をして第五次に入るその理由というか、そのいきさつといふものは、どういうことなのか伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 先ほども申し上げましたように、昭和四十四年から四十八年までの五カ年間の第四次漁港整備計画といふものを昭和四十四年にお立てをいたしまして、国会の承認を得て計画を樹立いたしたわけでござりますけれども、その後におきますところの、何と申しますか、情勢の変化、特に漁獲量が非常に増大をいたしておるというようなこと、さらには漁船の大型化が顕著になつておるというようなこと、それから、先ほど申し上げましたように、漁港は生産基盤の施設であると同時に、特定第三種漁港等の大きな漁港においては、流通の拠点としての役割りを果たしておるといふようなこと、さらには、最近におきましては、増養殖事業が沿岸におきましては、非常に行なわれておるといふようなこともございまして、これらとの関連におきましての漁港の施設のあり方といふような問題が、最近におきましては四十四年度の当時と違った情勢に相なつております。他の公共事業等の長期計画におきま

大体計画の最終年度を待たずに、まあ大体七割くらい達成をいたしますと、新しい計画に切りかえるというような例もあるわけでございますから、私どもいたしましては、いま言つたような新しい事態を踏まえまして、四十八年度の最終年度を待たずして、四十八年度を初年度とし五十二年度を最終年度とする第五次漁港整備計画というものをぜひ四十八年度には確立をいたしたいということとで、現在せっかく計画の検討をいたしておりますと、う経過でございます。

○辻一彦君 特定第三種に力を入れるということはたいへん必要だし、けつこうだと思ふわけですね。しかし、その陰で、それ以外の小さな小規模の漁港がどういう状態になつておるのか、そこにいろいろなしわ寄せがされてはいけないんじゃないのか、こう思うわけなんですね。これを手抜きをしていくと、私は一種、二種あるいは四種、そういうところにいろいろな形のしわ寄せがくると思うんですね。そういうしわ寄せがきますと、漁船の安全だとか人命の尊重であるとか、こういう点いろいろな形で私はあらわれてくるんじやないか。そこで、第三種は別として、一種、二種、あるいは四種ですね、そういうものも私は非常に、今日、日本の漁業の実態からすると、大事な漁港であると思いますが、そこらの考え方はどうなのか、まず伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 漁港の場合には、確かにまあ先般の第四次の漁港整備計画におきまして、整備計画の対象漁港としては、全国の漁港の中、うち三百七十港を対象に整備計画を取り上げておるのでござりますが、それ以外に、御承知のとおり、改修事業あるいは局部改良事業として漁港の整備を進めておることは御承知のとおりでございます。

そこで、大きな漁港に重点が置かれるために、一種、二種あるいは四種等の漁港に対する手当てがあるのではないかといふような御指摘があることは、われわれもよく承知をいたしております。

いたしますと、施設それなりに部分効果を發揮いたしますので、むしろやや絢花的ではないかとうような御批判もいただいておるようなきらいもあるわけでござります。しかし、いずれにいたしましても、私どもいたしましては、ある程度長期的な見通しのもとに漁港整備計画というものを定めまして、計画的にその整備の促進をはかつておるといふようなことでございまして、その際ももちろん、計画を立てました以後、あらかじめ予測できぬいような問題が起つてくるというようなことをあるわけでございまして、そういう地域的な情勢の変化に対しましては、漁港ごとの計画の内容の変更あるいは工事の手順の変更等によりまして対処する。さらに必要に応じましては、先ほど申し上げました局部改良事業等の実施によりまして応急的な措置を講ずるということで、計画と実施までの間に若干の期間がござりますし、計画策定時におきますところの予測できないような事態に対しましては、いま言つたようなことで対処してまいるということにいたしておりますのでございますが、全体といたしまして、私どもいたしまして、いま申し上げましたように、特定漁港の整備に重点を置くのあまり、何と申しますか、比較的地域的な利用に偏しておるような漁港にしわ寄せがならぬよう、計画の策定時に十分配慮してまいりたい、かように考えております。

○政府委員(太田康二君) 全国で三万一千隻ほどがイカ釣りに従事をいたしておるのでございまして、日本海におきましては、二万隻操業いたしておりますといふふうに考えております。

○辻一彦君 その二万隻のうちのかなりな部分が、いま石川から福井あたりの沖合に出演している。そこで、その船がどこへおるかといふと、特定第三種港といふものが日本海沿岸には、浜田を除いてない。いまこれは確認したところです。そうなりますと、このたくさんのお船が、結局はいまのシーズンでは福井や石川の沖合にありますから、停泊をする、水揚げをする場所は、結局この小さないまの港に船を入れざるを得ない。そこで、非常に福井あたりの漁港を見ましても、混雑が起こつておるわけですね。しかも、その港の設備等を見ると、非常に貧弱で整備がおくれている。こう中で、事故が起こらないのは、ふしぎなく思ふわけですが、最近まあ、そういう意味の事故がだんだんと起こつておる。たとえば、これはまあ福井県で私一日、越前町四ヶ浦から三国のほうをずっと漁港を見てみたのであります。これがまあ、そろ大きな港ではあります。しかし、ここでもやっぱり漁協が御存じのよう、合併がまだできないでたくさんある。その中で、それぞれの港はかなり小さいので、先ほどお話しのように総合的なやり方がなされておるわけですね。ところが、波止場に立つてみると、防波堤に一年にケーランが二つか三つふえていく。こんな形でやっておつても、なかなか私は港の修築といふものは進まないし、あるいはあらしなんかがくれば非常な事故が起きて危険だ。しかし、地元の港だから地元以外の船はだめだといつても、船のほうから言えど、天下の港だから入れぬという法はないだろうと、こうなればやっぱり入れなくなっちゃいけない。そこに従来の船に比べてたくさんのお船が入つて混雑する。だから、非常に危険な状況にある、こういうことが私は言えると思う。た

あらしといいますか、非常に日本海が荒れたときがあります。そのときにたとえば、これは越前の人四ヶ浦の港ですが、三月三十日と三十一日のあらしで防波堤の上にあつた二十五トンのテトラボット、これは二十五トンのは、かなり大きいはずであります。鹿島あるいは焼津に行つても、二十五トンといふのは外洋のほうに、一番問題になつてゐるところにこれから並べようとしているところで、まだ並べていない。十トンや十五トンは多い。二十五トンといふのは、かなり大きいのですが、これを防波堤の上にずっと並べておつたのが、二十五トンだからだいじょうぶだと、こういうので船を全部ロープをつないでおつた。それが三月三十日のあらしで吹きとばされてしまった、二十五トンのテトラボットが、全部海の中に投げ込まれた。人間が立つてもその上の背丈の大きなボットだけれども、この間の波で動いて、漁民の人が足をはざまれて動けなくなつた。まあのこぎりで足を切らなくちやいかぬといふところまでいった。のこぎりを用意したところ、また大きな波がきで、人間もこのテトラボットも一緒に海へ投げ入れてしまつたということで、逆に言えば助かつたわけですが、そのくらい日本海にはやはり荒れねば荒い波がくるわけです。その結果、二十五トンのボットがまん中がみんな折れて、二十一並べておつたのが十九海の中に投げ込まれて、全部といつていいほど折られている。しかも、大きなゲーソンがそのまま何メーターか港のほうに押し込められて、こういう形になつてゐる。そのくらい波が実態として日本海のほうは荒い。そこへこのたくさんの漁船が入つてゐる。しかし、そういう状況の中でケーソンが一年の計画で二つ、三つ広げていくと、こういふことは、私は、非常に長く時間がかかるし、港の船の安全といふことを守ることができないのじゃないか。そういう点で、どうも見てみると、しわ寄せがそういう小さな港のほうに、しかも、そこへやむを得ないという形でたくさんさんの船を受け入れている、そういうところに

寄つて いる ように思つて いる のですが、こち う い る 実 態 の
中で、長官どうお考そになるか、伺いたい。
○政府委員(太田康二君) 私ども漁港整備事業を
実施するにあたりましては、水揚げの実態、ある
いは漁村の利用状況、さらに気象条件等を十分勘
案いたしまして効率的な事業の施行につとめてお
るつもりでござります。御指摘のとおり、福井県
の四ヶ浦漁港におきましては、去る三月三十日
の風浪によりましてテトラポットが波で流され
た。これに伴いまして漁船が被害を受けたとい
うようなことも聞いておりますので、私どもいた
しましては、被害の実態等につきまして十分調査
検討を行ないまして、今後このような被害が生じ
ないよう、事業の促進をはかつてまいりたいと
いうふうに考えております。
それから、先ほど申し上げましたように、計画
策定時に予測できないところの地域情勢の変化等
がございまして、その場合には漁港ごとの計画の
内容を変更する、あるいは工事の手順の変更等に
よりまして対処することにいたしておりますが、
現に私どもいたしまして、先ほど御指摘のとお
り、日本海におきますところのイカ釣り漁業の操
業が非常にふえてまいりました、境港等は非常に
イカ釣り漁船が大量に水揚げするといふようなこ
とがございましたので、実は、従来境港は私ども
の方々の要望にもこたえたといふようなこともある
わけでございますので、私どもいたしまして
は、今後そういったことを必要に応じまして実施
をいたしまして、応急的な措置といふようなもの
も講じて まいる必要があろうといふうに考えて
おります。

うものが一晩のあらしで被害が起つておるといふように、小さな港にとっては非常に大きな被害なんです。だから、いまの御発言のように、こういう状態をひとつ踏まえて、できるだけ応急的な手当て、長期的な手当て、こういうことを十分に私はやつてもらいたいと思うのです。さらに、もう中でまだ矛盾が内部にあるのは、ことは御存じのように幾つかの漁協単位に港がある。そななりますと、いまことが基幹母港というので、まだそれでも重点的に行なわれているのだが、舟だまり場といいますか、そういうところを幾つか持つておるところは、まあさつき言ったように、ケーツンは一、二個年につくといふ程度であつて、一番しわ寄せが零細な漁民の漁港に寄つてゐる点がありますから、これについて私はひとつあわせて特定三種港ももちろんけつこう、大いにやつてもらわなければいかぬですが、そういうふうな港のことも忘れないで、日本の漁民のためにがんばつてもらひ、このことをぜひ確認をしておきたいと思うのです。

というのは、銚子もそうですが、十分御存じのとおり、川の流れと潮の流れによって横波、三角波といふのが起きて、これが港に入るときに船の横つに行つたときに、県の漁連の三階の建物から様子を見たのですが、非常にたくさんのかい釣り船がやつぱりここにも入つてゐる、夕方になると、さらに百隻ほどまだ方々から帰つてくることに百隻近く船が入つたらどんな混雑がするのかと、こう思つて見ておつたのですね。そのときに、この漁業関係の方は、防波堤を少なくももう少し、これは計画でやつておりますが、早く延長してほしい、あるいは岸壁を少なくとも船があつても少し安心して着けるようにに延長してくれとか、あるいは川ですから砂がしょっちゅうたまる。このしゅんせつが前はすつとやつておつたのが、いまは常時やつていいないので、砂がたまる。となると、非常に船の動ける水面が狭くなるので、そのしゅんせつを常時やつてもらいたいとか、あらは無線も超短波しかないのに中短波の設置を認めてもらいたい、非常に人命上、漁船の安全上心配が多いのだ、こういうことをそのときに言っていました。なお、貯蔵・冷凍等の機能施設を合せてで、これは入れないわけにいかぬのとおりましたが、ところが先ほどとのおり、北海道から、山口から、裏日本全部から、あるいは表からも船が来る。これは入れないわけにいかぬので、船を入れると地元の船との間にいざこざがいろいろ起つて、困つてゐるという話だつたですね。三日して、三日目に、五月の十六日に、その三角波によつて漁船が、六十七トンの鉄鋼船が沈没をして、転覆をして、五人——一人は浜へあがつてすぐ死亡した。四人は行方不明——結局、五名がこのときに転覆によつて犠牲になつたといふ、こういふ新聞が出ております事実があります。ここは、この沿岸では、大体春先から三回こ

第八部 農林水產委員會會議錄第十五號

そこで、私はお伺いしたいのは、一月の十三日と三月の十四日ですか。そして五月の十六日と三回、これと似たような事故がこの近辺で起きておられるわけなんです。で、合計十七人、死亡と行方不明、結局は犠牲になつた方ですが、十七名出ている。非常に私は、大きな犠牲であると思うわけです。そこで、まず私は、三国漁港において最近、この間起こつた海難について、海上保安庁から、一応その経過を調査するようきのう伝えてあつたので、ごく要点だけ、どういう経過であったかということを、わかつておれば知らせていただきたい。

○説明員(貞広豊君) お答えいたします。お話しの第十新生丸は、五月の十五日の午後三時ごろ、

おりまして、荒天となりましたので、当日下午の十一時四十分、小浜の漁業無線を経由しまして、三国の漁業無線へ、海がしきてきました。三国に帰る、こういう連絡をしてきました。おっかけで小浜のほうから、三国はあぶないから敦賀に向いました。これら、こういう通信をやりましたか、そのときは確認の応答がなかった。当時イカを約三百キロ積んでおりました。これは三国の防波堤の西側約一、三十メートル——と言いますが、そのあとから漁船がもう一隻ついておりましたので、その現認でございますが、一、防波堤から二、三十メートル離して南下しまして、防波堤の捨て石のところをぎりぎりに大きく左に転覆をして入港しようとしました。そこで、いま先生が言われましたように、典型的な三角波による転覆を受けております。それで一人は反対側の海岸に上がりましたけれども、この船は灯台のある防波堤の捨て石に乗り上げて、七分くらい船底を見せて転覆して、あとの乗組み員は、お氣の毒ながら全員死亡したといふ事件でございます。この船は、北海道から来たいたずら釣り船でございましたので、三国の入港について十分承知していなかつたのか、あるいはまた敦賀に入ると、魚価等のことも考えて無理して三国に入ったのか、そちらについては疑問が残ります。

場合の注意事項としましては、地元の漁業組合等を通じまして、あるいは漁船の船主、船長を集め、十分その入港方法について指導してきたところであります。たとえば三国港におきましては、そういう三角波が立つので、ちょうど港の位置が西南西に向かって開いておりますから、この間約五百メートルは転進してはならぬ。うんと回りして直進でもつて五百メートル入つてくる。そして防波堤をかわつて初めて川筋のほうに転進するというように指導しております。かつて地元の船はそれが防災上、常識化しておったところでありますけれども、遺憾ながらこの船はそういうこととで、そういう原則を守らない防波堤の近くわずか三十メートルぐらいを大きく左に転進したために転覆した、このように推定されております。

○辻一彦君 それはそういう経過だと思いますが、ただ地元の漁民の方のいろんな話を聞きますと、長年、何十年船に乗つておった人も港に入るまで、着くまでは安心ができないという、そういう心配が多い波が往往にして出るのだということで、やはり長い経験を持つておる人たちが恐れています。そこで、それは海上保安庁として、そういう指導を私はされ得たと思いますが、運輸省の、これは河口港ですから所管になるのですから、そこで河口港の安全といふ点から防波堤の延長や、岸壁の延長、あるいは當時しゅんせつ、こういう問題について所管である運輸省のほうはどうお考えになつておるかお伺いしたい。

○説明員（大久保喜市君） お答えいたします。

私どものほうで所管いたします港湾の整備につきましては、まあ港湾を利用する船の中には、ただいまのお話しのような漁船もございます。大型船も小型船もいろいろございますが、その港々の利用船舶の船型、それから操縦の方法等を考慮い

たしまして港の漁港を造らせて貰おうとしている所であります。

ただいま御指摘の三国港でございますが、先生のお話のように九頭龍川の河口港でございまして、また、これも先生の御指摘のように、河口港の場合には、川から流れてくる水とそれから海のほうの波との關係で、非常に口の付近が一つは埋没という問題がござります。一つには、一番外側のところでは、通常の港と違った形の波が立つという問題がござります。それで御指摘の三国港につきましては、これまでも九頭龍川の河口の水深を十分の深さに維持するために右岸側の、川でいうと右岸側になります、三側面の導流堤をこれまで延ばしてきたわけでござります。それでこの際に、導流堤の延ばし方を川の流れを十分考慮して延ばしませんといふと、今度は港口部の埋没という問題が起こってしまいますものですから、その点技術的に延ばしながら模様を見ながらこれまで延ばしてまいりましたわけでござります。それで、川の流れに沿いまして若干こう湾曲するような形で導流堤をずっと延ばてきて、今日に至つておるわけでございますが、こういうような口のところを入りますときには、ただいま海上保安庁のほうから御説明ございましたように、入り方はその防波堤に、まあそこの場合には、導流堤から先のほうは防波堤的な機能も持っておりますが、この防波堤の陰に大回りして逃げ込みまして、それで遮蔽された中で航進をして入る、こういうような措置をとる以外に方法がないわけでござります。それで、現状におきましては、相當に防波堤が沖まで伸びておりますから、今回のような漁船程度のものでございますれば、そういうような方法で入るに必要な水深はあつたわけでございますが、不幸にいたしまして、これがそちらの事情が十分のみ込めなかつたのか、あるいは非常に気象状態が特異なために、そういう判断をする余裕がなかつたのか、結果的にはこのような不幸なことになりましたことについては、非常に遺憾に存ずるわけでございますが、私どもいたしましても、

んせつ工事は、補助対象として取り上げてまいったわけでございます。

それから、係留施設の整備につきましては、必ずしも港湾管理者の必要とするものにつきましては、われわれといいたしましても予算的にバックアップするようこいたしておる次第でございます。

○辻一彦君 時間がないので、聞いた防波堤の延長、岩壁延長、常時しゆんせつ、この三点を答へよう。でもらえはいいわけですから大体——まあ伺ひます。した。ただ、殘念ながら死人に口なしといいますけれども、海上保安庁にしても運輸省にしても、全部運航方法が間違つたからこういうことが起きたので、まともにやれば心配ないというよろなどよりも、私、聞き方になつたんですが、これはやはり運航の問題もあつたと思いますが、しかし、そろそろいうことがやっぱり起こらないような条件を積極的に整備してもららんどいうことが大事なんで、この点を重点に置いて考えていただきたいと思うのです。

そこで、ちょっとと時間が、きよらは午前一時間になつておりますので急ぎます。前にも聞いたことですが、今回もそうです。三国の漁港では中短波の無線設備がない。そのためには港を出た船が大和堆のほうに行けば二十四時間から三十時間ぐらい出漁のため時間かかる。ところが荒れわざ場合も、港へ入る四時間か五時間前でなければ船を出た船絡がつかないわけですね。その間どうしているか地元が心配だ。しだれたり荒れた場合には、非常に心配が多い。そういう点で、人命の尊重、船の安全という点から無電の中短波の設備を、小浜にあります福井県では、もう一ヵ所だけぜひ認めてほしい。こういう声が強かつたんです。それ十四日に聞いて、三日ほどしたらこの事故が、海難があつたんだですが、新聞を見ますと、やはり電で先ほど保安庁のお話をもありましたように、小浜から第十新生丸に連絡をしたら、それが十六傍受できなかつた。そういうことで連絡がつかなかつたのでありますが、私は三国に、かなりな距離

域があるわけですから、ここに中短波の無電基地を設置することが認められるならば、この人命尊重、漁船の安全といふ点においてかなり違つたものになると思うのですが、一県に二つ中短波のそういう設備をあわせて認めるができるのかどうか。これは郵政省所管と思いまますから、郵政省からお願ひしたいと思います。

○説明員(大塚次郎君) お答えいたしました。
ただいまのお話の中短波の海岸局の問題でござりますが、これは御承知のことと存じますが、漁船を使っております中短波の周波数といいますものは、国際混信を起こすおそれのある周波数でございまして、条約に従いまして国際的な承認を得た周波数を使っていくことになつております。そして、漁船の数からいたしますと、非常に数の少ない周波数でございますので、この周波数を有効に使つていきますためには、海岸局によつてそこに所属させた漁船に対して統制をとつて使っていくという方向でやつております。その海岸局も、全国的に見ますれば周波数が非常に少ないので、

数局以上の海岸局で一つの周波数を共用してやつていく。そないたしまして、この共用のしかたも相互に混信がなるべく起きないよう、同じ周波数を使つてゐる海岸局では時間をお互いに協定して、何時何分から何時何分まではAの海岸局、その次の時間はBの海岸局、こういうふうにして時間を協定し、また、船の通信は海岸局で統制をとつてある。したがいまして、海岸局がそういう形で電波の使い方を運用していくと、乱立いたしますと、必ずしも効率的にうまく運用がしにくくなつていくということがございます関係から、私どものほうでは電波法に基づきまして、省令でございますが、開設の根本基準といふものがございまして、その開設の根本基準で審査をする条項がきめられておりますが、海岸局につきましては、一応船等の免許人が中心になる団体組織で海岸局をつくっていく。その団体の結成基盤は、原則として都道府県または隣接府県を合わせた地域を考へる。それから開設地域は、主として重要な

漁業根拠地であつて、近隣の漁民も迅速確実にその局が利用できやすい局を選ぶ、それから他の海

岸局を利用することが不可能または不適当な場合では、それはまたその地域に海岸局を認めることが可能である。こういうような、まだ詳しくは村則でありますがあらわれておりますが、主としてそういうようなな項目に従つて査査いたして海岸局の免許をいたして

県では小木、新潟県では新潟、京都府の日本海側では宮津といふよなところに、ただいま先生のお話の一県として一局が大体原則、必ずしもそろそろふうに縮約的とは申しませんが、この近隣はそういうふうになつて配置されておるわけでござりますが、まあ非常に特定の時期に非常に漁船が集中するとかいろいろな事情がありますれば、また、そういうことも考慮をいたしまして、こゝへ来て開設根本基準に照らし合わせまして審査する

いうことにならうかと思ひます。
なお、御参考までに、先ほど先生お話しのありましたように、超短波というのは、比較的近距離に雷波が届くものでございますが、この周波数は、外国との通信が比較的问题になりませんので、この周波数は比較的多々漁業のほうにも回し得る周波数でございますので、足の長い遠距離通信用には中短波を使いまして、非常に短い近距離用には超短波をなるべく併用して、国際的に非常に周波数の獲得の困難な中短波をなるべく能率的に使つていただきたいというような方法で、あわせ考えてやつておるような次第でござります。

○辻一彦君 超短波のほうは、いまあるわけですですね。しかし、大和雄のほうに二十四時間も三十時間も聞くと、足が短いというか、連絡が全然つかない。それからいま言つた非常にイカ釣りの船が集中するという条件、この点から、原則的な線は私、わかりますが、これは遭難事故は今回だけではなしに、前にも何回か繰り返しているわけですか

ら、これは十分人命の尊重、漁船の安全のためにも考えてもらいたいと思うんです。そういう考慮

の余地はあるわけですね、考えられる。

○辻一彦君 大体午前午後一時間ということで終わってきたのですが、もう一つだけ安全の問題なので尋ねておきたいと思うのです。

いま全国に地域開発がすっと進められて、新しいところに港ができる、臨海工業地帯がつくられ、そのためには港ができる典型的な例が私は鹿島であると思うのですが、これに準じた、スケールは違つても準じた計画が各地において進んでいます。そこで地域開発が進んで新しい港ができる場所で、そこに従来の漁船の安全という点についていろいろな問題が起こつてくるわけなんですね。それで、そ

すでに鹿島において前にも大きな船がタンカーが漁船の操業中の船を通って事故を起こして、それはどろをひいていた船ですか、そのロープが切れで死亡したとか、そういうことが四十五年をまたにも起つて、すでに四十五年の八月の十日、これは大型船舶のトラブル防止、廃油処理について運輸省や海上保安庁に陳情しておりますし、続いて水産庁のほうにもこういう問題を申しあげていると思うのですが、これについてちょっとお伺いしたいと思うのです。先日私も鹿島をみて、この鹿島港が、港の地図はそちらのほう專門家ですからわかると思いますが、東京湾のほうはずっと船が出て、それからあるいは外洋船が入る場合に大回りをして港に入れば心配はないんけれども、しかし往々漁場を横切つたりする場には、非常に問題があると、特に鹿島港の銚子方面には、東京湾のほうには、幅十二キロ、長いの岩礁というか漁場があつて、そこは主に漁場地帯になつてゐる。だから、夜でもそこに

な小さな船が操業しているという、そういうところに大きな船が来れば、これはたいへんなことになるので、いま国会で海上交通安全法案が審議をされている、この行くえがどうなるかは別として、内域、東京湾、伊勢湾あるいは瀬戸内海において大型船優先といふようなことがかりに通るとすれば、そういう考え方がある場合にも何か考え方方が通されて、外洋から鹿島港等に入る場合に、非常に漁場や漁船に影響があるんじやないか、こういう懸念も過去の経験にからんで心配しております。そこで、過去に運輸省や海上保安庁にもそれぞれ、水産庁にも陳情があつたと思いますが、そういう大型船が鹿島港、ああいう港に入る場合にどういう指導がなされておるのか、今後においてもそういう点が厳密に心配のない指導ができるのかどうか、このことを伺いたいと思うのです。これは鹿島に限らず、これから全国に幾つかの新港が開港され、同じように漁場があれば起ころる問題じゃないか、こういう点から伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 私どもの調査によりま

すと、この鹿島新港付近におきましては、現時点におきまして小型底びき、中型まき網、小型まき網あるいは刺し網、かなりの漁船が操業いたしておるのですが、やはり外洋大型船による漁業への影響といふことは、現段階におきましては、ほとんどないというふうに現に聞いております。しかし、鹿島新港が完成いたしました晩におきましては、やはり外洋大型船の出入がかなりひんぱんになるといふことが予想されるわけですが、その際には、当然外洋大型船による何と申しますか、漁業への影響といふのは出てまいりうかと思うのでござります。御承知のとおり現在海上衝突予防法という法律でこういったところは規制がされておりまして、どちらかといいますと漁船よりも、こういった大型の船のほうが避航義務を負つておるようなこととございまして、どちらかと申しますと、そういう規制が行なわれておるという実態にあるわけでござ

りますけれども、私どもいたしましては、やはりいろいろな漁業がそこで行なわれておるというような実態を十分何と申しますか、関係の外航船等にも周知させるということ、当然その上に立ちまして航行の際の注意を喚起するというようなことが必要であるうかと思つております。

なお、この点につきましては、当然保安庁、関

係の保安部それから港湾建設局、こういったところも十分協議をいたしまして、漁業に対する支

障がないように、こういった方向で指導してまい

りたい。県も当然関係いたすわけでござりますの

で、県にもその向きを話しまして指導に遺憾なき

を期してまいりたい、かように存じております。

○辻一彦君 ジャあもう一つだけ伺いたいと思

ます。これはやはり安全の問題ですが、小型漁船

の事故防止、これはもつと小さな船、たとえばこ

トン未満で五人死亡ですね。これはプラスチック

船で安定性といいますか、重心の点から、復原力

の問題から非常に問題がある船だといわれており

ますが、これが転覆して事故を起こしている。三

月十二日、一月置いてなき丸、これはまた〇・

五トンという非常に小さな船で、これは七十四歳

の老人が乗り込んで、五十歳代の二人がやはり死

亡している。

そこで、二月十三日の栄丸の十五トンのプラス

チック船ですが、これがいま福井県でも半永久的

であるといふ点から、二百三十三隻にいまのぼっ

ている。しかも、どんどんプラスチック船があえ

る傾向にある。そういう中で安定性や復原力に非

常に問題があると言われておるんですが、この

ままでは、若干の時日をちよよだいいたした

い、かよう存じております。

○辻一彦君 水産庁の係官が来られて、そして県

庁で記者会見をして報告をされている。そぞろする

と僚船が避難したのに避難しなかつた問題もあり

ますが、現実に船も海上に浮かべてローリングを

やって、復原力が非常に悪かったといふことは、

はつきりしておるのである。死んでなくなつた

人は口がないので、みんなそちらのほうに責任が

あるようになると困るので、私はその指導

の問題をひとつはつきりとしてほしいと思うの

です。

そこで、二十トン以下の船を建造する場合に、

これは許可制になつてないために船舶の安全、

船舶の規制というか、そういう点、法的な規制が

できないという問題がありますね。しかし、二十

引きのう印刷ができたとかいうのですけれども、何

いきますけれども、私どもいたしましては、やはりいろいろな漁業がそこで行なわれておるというような実態を十分何と申しますか、関係の外航船等にも周知させるということ、当然その上に立ちまして航行の際の注意を喚起するというようなことが必要であるうかと思つております。

な、この点につきましては、当然保安庁、関係の保安部それから港湾建設局、こういったところも十分協議をいたしまして、漁業に対する支

障がないように、こういった方向で指導してまい

りたい。県も当然関係いたすわけでござりますの

で、県にもその向きを話しまして指導に遺憾なき

を期してまいりたい、かように存じております。

○辻一彦君 ジャあもう一つだけ伺いたいと思

ます。これはやはり安全の問題ですが、小型漁船

の事故防止、これはもつと小さな船、たとえばこ

トン未満で五人死亡ですね。これはプラスチック

船で安定性といいますか、重心の点から、復原力

の問題から非常に問題がある船だといわれており

ますが、これが転覆して事故を起こしている。三

月十二日、一月置いてなき丸、これはまた〇・

五トンという非常に小さな船で、これは七十四歳

の老人が乗り込んで、五十歳代の二人がやはり死

亡している。

そこで、二月十三日の栄丸の十五トンのプラス

チック船ですが、これがいま福井県でも半永久的

であるといふ点から、二百三十三隻にいまのぼっ

ている。しかも、どんどんプラスチック船があえ

る傾向にある。そういう中で安定性や復原力に非

常に問題があると言われておるんですが、この

ままでは、若干の時日をちよよだいいたした

い、かよう存じております。

○辻一彦君 水産庁の係官が来られて、そして県

庁で記者会見をして報告をされている。そぞろする

と僚船が避難したのに避難しなかつた問題もあり

ますが、現実に船も海上に浮かべてローリングを

やって、復原力が非常に悪かったといふことは、

はつきりしておるのである。死んでなくなつた

人は口がないので、みんなそちらのほうに責任が

あるようになると困るので、私はその指導

の問題をひとつはつきりとしてほしいと思うの

です。

そこで、二十トン以下の船を建造する場合に、

これは許可制になつてないために船舶の安全、

船舶の規制というか、そういう点、法的な規制が

できないという問題がありますね。しかし、二十

引きのう印刷ができたとかいうのですけれども、何

三月というのとはだいぶ違いますが、実態はどうですか。

○政府委員(太田康二君) 正式の印刷としてでき上りましたものは、昨日でき上がりましたわけですが、この中身につきましては、すでにこの趣旨を都道府県等を通じまして趣旨の普及徹底をはかつておる次第でございます。

○辻一彦君 どういう形で都道府県が末端の漁村に指導徹底普及をはかつておるのか、どうやって

いくか、簡単でけつこうですが伺いたい。

○政府委員(太田康二君) 私どもといたしましては、漁船の安全確保ということには、日ごろ意を用いておるのでございまして、漁船の講習会等も開いておるのでございます。そういう機会を通じまして県に助成もいたしておりますが、その場等を通じましてこの趣旨を十分県の係官を通じ、必要とあれば私ども出向きまして、漁民の方々に趣旨の徹底をはかるということをやつてしまひたい、かよう存じております。

○辻一彦君 この趣旨の徹底は、なかなか容易じやないと思うので、よほど腹を据えてやつてもらわないと、しおちゅう私は、こういふ事故が起こると思うので、この点ひとつしつかりお願ひしたいと思います。

そこで、運輸省にお伺いしたのですが、昭和四十年にマリアナ海難事件といふのがあって、その後、運輸省のほうでもその海難対策をされていふということを聞いたのですが、何か具体的な対策をその後されておるのかどうか、その点どうですか。

○説明員(貞広豊君) 先生の御質問の内容がはつきりのみ込めないんでございますが、マリアナ海難のようだ、遠距離海難があつた場合にどうするかといふ御質問かと思いますが、それに対しましては、当時海上保安庁としましては、施設面ではYSS型の遠距離捜索能力のある航空機、それから高速力で長い間——少なくも二十日以上行動できるような大型巡視船の整備、こういふことを予算化して、現にそれが実現しておりますが、こ

の大型巡視船にレーダーをつけまして、そうしてマリアナ海難が起きた原因となつた異常台風の発生、これを早く現場においてつかんで、気象官署に連絡するとともに、付近船舶に台風発生、それから発生後の状況を刻々付近漁船に周知をする、そういう任務を附加した装置、いわゆるレーダームを持っておりまして、そのようにして遠く太平洋中部に出でる漁船の海難防止を実施いたしております。

○辻一彦君 そこで、さつきに戻るんですが、三月十二日になきさんといふたいへん小さな船が遭難をしておる。で、私はこれを見て、零細漁業の老齢化ということを非常に痛感をしたんです。五十四歳の方は別として、七十四歳の老人が船に乗つて荒波の中に出で遭難をしているといふ、ここに私は日本漁業の一つの典型的な問題点があるよう感じたわけです。そこで、こういふ年配の方を乗せた船は、遭難のときに老人を抱えて、この方は海に飛び込んで二人ともなくなつたといわれております。そこで、こういふ老齢な、高い年齢の方に対しても、これは社会保障の問題が一つあると思うのですが、それは別として、小さな漁船に對して救命用の用具——救命道具とか、救命胴衣ですね、あるいはブイだとか、こういふものが義務づけられていないので、持たずに出で、そして持つておれば助かる場合があるのに、大事な人命を失つてしまふと、こういふ場合が多いわけです。ですが、それでは、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案についてお尋ねをしてみたいと思います。

今回、漁業協同組合の整備促進法が昭和三十五年に制定されてから、同法に基づいて設立された漁業協同組合整備基金を中心として、これまでに不振組合の整備、あるいは組合の合併について、かなりの実績があつたと私は思うわけでございます。ところが、今回、漁業協同組合整備基金の解散を含めて漁業協同組合整備促進法を廃止する理由に至つた原因をまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 先般、提案の理由でも御説明申し上げたのでございますが、漁業協同組合整備促進法は、ただいま御指摘のとおり、昭和三十五年に漁協の整備について指導及び助成を行なうことを目的とする特殊法人としての漁業協同組合整備基金の設立及び漁協の整備を促進するためして同法に基づきまして漁業協同組合整備基金が

うようになりますが、これについての長官のひつとつ御見解を伺いたい。

○政府委員(太田康二君) 小型漁船の救命具の備えつけに對する助成の問題でございますが、現在、いわゆる補助金は計上はいたしておらないのです。ですが、農林漁業金融公庫、あるいは漁業近代化資金等で融資の対策は行なつておるのでござります。そこで、私どもといたしましては、漁業協同組合運営会、あるいは漁業協同組合等を通じまして、まとめてそろいつた各地域におきますところの漁船の救命具の備えつけというようなための融資というものを積極的に受けますよう、今後指導をいたしてまいりたい、かよう存じております。

○辻一彦君 私の時間は午後になりますので、まだ問題を残しておりますが、午前中、一応これで終わることにいたします。

○初村蒲一郎君 水産三法に対する質問を行なうわけでござりますが、午前は十二時までと、午後一時からといふよくな時間の割り当てがあるわけですが、それでは、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案についてお尋ねをしてみたいと思います。

今回、漁業協同組合の整備促進法が昭和三十五年に制定されてから、同法に基づいて設立された漁業協同組合整備基金を中心として、これまでに不振組合の整備、あるいは組合の合併について、かなりの実績があつたと私は思うわけでございます。ところが、今回、漁業協同組合整備基金の解散を含めて漁業協同組合整備促進法を廃止する理由に至つた原因をまずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 先般、提案の理由でも御説明申し上げたのでございますが、漁業協同組合整備促進法は、ただいま御指摘のとおり、昭和三十五年に漁協の整備について指導及び助成を行なうことを目的とする特殊法人としての漁業協同組合整備基金の設立及び漁協の整備を促進するためして同法に基づきまして漁業協同組合整備基金が

設立されまして、基金の業務といたしましては、一

つは債権の利子を免除した金融機関に対しまして、免除した利子に相当する部分を補給をするとことと、合併奨励金の交付の事務があつたのをございます。そこで、その基金のおもな業務の一つでございますところの整備計画の達成の最終期限といふものが、昭和四十七年三月三十一日にござります。そこで、その最終期限の到来をもつてその業務が終了するということに相なつております。この間、漁協の整備につきましては、同基金の業務を通じまして私どもといたしましては、所要の成果をあげたと判断をいたしますし、特殊法人の、な

お整理統合に関する政府の方針もあつたわけでございまして、この際、同基金を解散するといふことでございまして、その根拠法でござりますところの漁業協同組合整備促進法を廃止するといふことにいたしましたのでござります。

○初村蒲一郎君 ただいま長官から、四十七年の三月三十一日までにこの法律は期限が切れるからやつたといふように説明があつたわけでございますが、最近の漁業協同組合は、その経営状況は最近まで年々好転をしておるようでございまするけれども、その中で信用事業におきましても、目ざましい发展があつたわけでござります。ところが、この漁協を取り巻く環境といふものは、漁場の条件の悪化と労働力の緊迫化等で今後一そろきびしくなるおそれがあると思われます。ましてや信用事業につきましても、現今は特にきびしい事情下にあるのではないかと、かよう考えるわけであります。そこで、特に沿岸漁場は、公害等によつて生産条件は悪化の一途をたどつておると申し上げても過言でないと思ひますし、したがつて、将来不振組合が出てこないということは、これはもう断言できないと思ひます。しかし、したがつて、将来的に不振組合が出てこないということは、このようにお考えになつておられるのか、御所見を賜わりたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 漁協の現状を見てまいりますと、先ほどの、法律が制定されました昭和

三十五年当時とだいぶ違いまして、御指摘のとおり、損益状況といふものは漸次改善をされてきております。私どもいたしましては、今後、災害あるいは極端に不漁等が発生しない限り、整促法制定当時のよくな振組合の多発ということはないというふうに考えておるのでございます。しかしながら、御指摘のとおり、漁協の規模はなお農協等に比べますと非常に弱小でございまして、不振組合の発生を防止する基本的な方策としては、やはり經營基盤の拡充強化、特に合併の推進ということをはかることが急務であろうというふうに考えております。

この点は、確かに問題であります。漁業協同組合が漁業権を有する場合、五ヵ年間延長されたことでもございまして、今後とも漁業の合併協の合併というものを積極的に推進してまいります。

ざいますし、そういう意味でなかなか合併がむずかしい事情もござりますし、漁業協同組合間の何と申しますか実力に格差があるといふよりなことで、いろいろ合併には困難が伴います。私どもいたしましては、やはり国、県が積極的に育成する必要があるという漁協につきまして、駐在指導あるいは巡回指導、こういったことをじみちに行なうための経費、これをまず県に助成をす。そのほか、合併推進活動のための経費につきましても県に助成をいたしまして、合併を積極的に推進するということを四十七年度以降やつてしまりたい、かように考えております。

この点につきましては、全漁連をはじめ全国の漁業協同組合一丸となつて、一体となつて、系統運動の一環といいたしまして積極的に合併を推進するということをおきめになつておることでござりますので、私どももいま申し上げたような施策によりまして、その裏打ちをしてまいりたいといふに考えております。

そこで、不振組合が今後発生した場合にどうす

るかというような問題があるわけでござりますけれども、やはり基本的には系統運動の中での整備対

考え方はないか。これについてお尋ねしたいと思
います。

を考えた場合に、どうしても納得がいかぬわけでござりまするが、その辺の経過について御説明願

策を措置すべきであるというふうに考えております。

○政府委員(太田康二君) 特定第三種漁港の補助率、国庫負担率の引き上げの問題であります

いたいと思ふます。

なお、その一環として今回系統の自主的な連運動いたしまして、全国漁協信用事業相互援助制度というような制度もできたわけでございまして、こういった援助制度が裏打ちとなりまして、経営不振組合の発生を、系統運動によって未然に不振組合の発生を防止してまいりたい、かように存じております。

○初村謙一郎君 漁業協同組合についてはこれでどうますが、次に魚問合の一部改正についてお

が、私どもも他の公共事業との関連におきまして
百分の七十五ということを要求をいたしたこととは
事実でございますが、最終的には百分の七十にと
どまつたと。力及ばなかつた点につきましては、
申しわけなく思つておりますが、この際にとにかく
く、かねての要望でござりますので、まあ数少な
い国庫負担率の引き上げということの実現を見ま
したので、百分の七十ということです、最終的には
決定をいたしたのでございますが、そこで他の類
別

は、漁港施設のうちで、特に公共性が高い、かつ整備に多額の費用を要するということで、私どもいたしましては、御指摘のとおり、それ以外に係留施設、機能施設等があるわけでござりますけれども、外郭施設と水域施設にしよりまして、國の負担割合を引き上げるといふことを実施いたしまして、地元負担の軽減に資することにいたしましたのでございます。欲をいえばきりがないわけでございまして、私どもいたしましても、確かに係

尋ねをいたします。
先ほど来、辻さんが質問したので、重複の点もあろうと思いますが、なるたけ重複な要点を避けて質問をいたしたいと思います。

似の公共事業との関連で確かにいろいろな制度がありますから、どれをとての比較ということの問題が出てくるわけですが、いずれども、やはり私どもの漁港の場合には、港湾との関連が問題にならうかと存ずるのでござります。そこで、特定重要港湾という制度がございまして、これは

留施設、あるいは機能、施設、これが重要なことであることは論をまたないのでござりますが、いよいよ申し上げたような事情もございまして、まあ今回は、これにとどまつたということであるわけでござりますけれども、なお、係留施設、機能施設等の重要なことはいうまでもないわけですが

について、事業に対する国の負担割合を従来の百分の六十から百分の七十に今回引き上げて、地元負担の軽減をはかつておるわけでございますが、現在の百分の六十に引き上げたのは昭和三十八年に百分の五十から引き上げられて今日に至つておるわけでござります。自來、漁業関係者は、全国の毎年開かれる漁港大会でこの関係比率を百分の七十五にせひとも引き上げてもらいたいといふような強い要請があつたにかかわらず百分の七десятで抑えられたということ、非常に残念であったらうと私も思うわけであります、これを建設省の河川あるいは国道の改良とか空港、干拓、こういう公共事業の例を見ますと、すべて七五%を補助しているわけであります。また、港湾についても外國貿易関連施設については、九〇%という国の補助率がきまつておるわけでござります。したがつて、こういう比率と、今回行なわれた第三種特別漁港に対する百分の七十との比較、そういうものが妥当であるかどうか、長官はどう考えられるか。さらになつた、将来これを引き上げる一つの

外郭、水域施設につきましては、百分の五十から百分の八十五までの国庫負担率に相なつております。しかし、一般的にはやぱり百分の五十といふのが通例でございまして、高率のものは一部の一定施設のみであるということになつております。そこで、特定重要港湾全体の平均といたしましては、特定第三種漁港のほうが高率であるといふようなことはございませんし、最終的に百分の七十になつたというふうに思うのでございます。まあ、公共事業の補助率、国庫負担率等の問題につきましては、毎年予算の編成の際に問題になるわけでございますので、私どもいたしましては、将来の問題といたしまして、他の公共事業の補助率等の問い合わせも十分勘案の上、対処してまいりたい、かように存じております。

○初村謙一郎君 同じ漁港の基本施設の中で、今回、係留施設を國の負担割合の引き上げから除外したことについて、そこでその係留施設を除外したその理由。さらにもた機能施設についても、全然今回の引き上げについて黙認されておる。これ

い今までのもので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。
○初村瀧一郎君 私は、漁港整備というものは、
基本施設と機能施設を含めて、総合的に整備して、
いくといふことが、漁港の機能をより發揮する上
で最も肝要であると考えるわけでござります。そ
こで機能設備の整備と、関連性の最も深い沿岸漁業
業構造改善事業あるいはまた水産物流通加工センター形
成事業等と、この漁港整備事業との関係はけ
いかにあればいいのか、この点について長官のお
考えをただしたいと思います。
○政府委員(太田康二君) 漁港につきましては、
漁港法で「水域及び陸域並びに施設の総合体」と
定義されておりまして、御指摘のとおり、基本施
設と各種の機能施設、これが一体となって有効に
その機能が発揮されるということでなければなら
ないということは、御指摘のとおりであらうと存
するのでござります。そこで、私どももいたしま
しては、従来の公共事業、特に漁港の整備の実施
のしかたにつきまして、いろいろ反省をいたして

を考えた場合に、どうしても納得がいかぬわけでござりまするが、その辺の経過について御説明願

— 1 —

おるのでございまして、御指摘のとおり、全機能が一体的に発揮されるというような意味におきましては、基本施設と機能施設が一体的に整備されることは、論をまたないところでございます。そこでまあ、一部の機能施設については、特に公共性の高い輸送施設あるいは漁港施設用地につきましては、公共事業でございまして、ところの漁港整備事業で実施をしておるのでございます。それ以外の機能施設につきましては、たゞいま御指摘のございましたよな沿岸漁港構造改善事業、あるいは水産物产地流通加工センター改修事業、これで助成をいたしておりますのでござりますから、やはり事業を実施する際に、できる限り、これらの漁港の基本的な施設の整備の事業と、これらの事業とが両々相ましまして実施されるように、事業実施の面における配慮として当然考えていかなければならぬ。このことにつきましては、私どもの内部でそういったことを十分連絡をとつて実施すればできることでござりますので、今後事業の実施にあたりましては、そういう面につきましては十全の配慮を払つてやってまいりたい、かように存じております。

事をつづったときの考え方方が、くずれるのじやないがどうか、かよろに考へるわけでござりますが、そりなりますと、この第三種漁港と指定した、そのものに矛盾を感じはしないか、かよろに考へるわけでございますが、この点についても先ほど来、辻さんの質問に御答弁があつたわけでござりますが、将来こういう点をどういうふうに取り組んでいくのか。第一種、第二種との関係について、第三種漁港がどうであるべきかという点について長官のお考えをただしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 確かに、第三種漁港につきましての国の負担割合の問題につきましては、昭和四十年に第一種、第二種につきまして、当分の間国庫負担率の引き上げということで百分の四十が百分の五十になりました結果、実質的にはこれと同率となつたのでござります。第三種漁港につきましても、かねて漁港大会等で国庫負担率の引き上げの要望もあることは、われわれ十分承知をいたしておつたのでございますが、他の類似の公共事業との関連等もございまして、さしあたつてはまあ事業の推進といふものに重点を置きましたとして、今回補助率の引き上げと国庫負担の引き上げといふのは見送りになつたわけでござりますので、この点につきましては、先ほど辻先生の御質問にお答え申し上げましたが、今回漁港法の一部改正の審議の過程におきまして、衆議院におきましても附帯決議をつけられておりますし、私ども新しい漁港整備計画といふものの検討に入つておりますので、その過程におきまして他の類似の公共事業の負担率等の関連も横にらみににらみながら検討をしてまいりたい、かよろに存じております。

○初村瀧一郎君 現在、第三種漁港の中で水揚げ量が急増いたしまして、特定第三種漁港に匹敵する規模のものも出てきていると思うのであります。が、先ほど来、長官は辻さんの質問に、第五次整備計画のときに、これを取り上げて考えてみた
い、かよろに答弁があつたわけであります。が、現在十一港の特三があるわけありますが、長官が

現在考へておられる他の第三に引き上げてもよろしい
といふような、指定してもよろしいといふような
第三種の漁港がどの辺にどのくらいあるのか、お
考へがあれば、この際お聞きしておきたいと思
います。

○政府委員(太田康二君) 特定第三種漁港につき
ましては、昭和三十四年にその制度が設けられま
して、この際、漁港審議会等におはかりをいたし
まして基準をつくつてもらいました。これの基準
に即しまして、昭和三十五年に八港指定をいたし
ました。その後第四次漁港整備計画を策定をいた
しました昭和四十四年に三港追加いたしました。
現在御指摘のとおり十一港ということに相なつて
おります。しかし、その後漁業情勢の変化等もあ
りますし、漁港整備等の推進によりまして、本
揚げ量が増大した、あるいは利用漁船が増加した
といふやうな傾向を示している漁港もあるわけで
ござります。そこで、私どもいたしましては、
さらにこの基準にござりますところの水産業振興
上の地的な重要性あるいは漁港の将来性等を勘
案して、実は幾つかの港につきまして現在検討を
いたしております。いずれこの点につきましては、
昭和四十八年に第五次の漁港整備計画をぜひ
私ども策定をいたしたいと考えておりますので、
その際いま申し上げた基準あるいは将来の見通し
等を勘案いたしまして、何港かを特定第三種漁港
にいたしたいということで、これは決定をいたし
ますれば財政当局とも相談をいたしました上で、
政令で指定をしてまいりたい、かように存じてお
ります。

○初村瀧一郎君 この海域、どういう港があるか
ということを聞き出したかったのでござります
が、答弁がされないとことであれば、第五次
の場合に当然わかることだし、それまで保留する
ことにいたします。

そこで、この漁港の区域内における行為の制限
は、現在水域にのみ行なわれていたのであります
が、今回公共空地においてこの行為の制限を及

ばすこととなつたその事由、この点について御意見を賜わりたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 従来は、漁港の区域内におきますところの行為の制限につきましては、水域が主体となつておりますので、陸域については土地、竹木、工作物等の所有者等に対しても港保全上必要な施設を設けることを命ずることができるという範囲にとどまつておつたのでござります。しかしながら、最近におきますところの漁港につきましては、掘り込み式の漁港といふものがあえてまいりまして、当然公共空地、砂浜地でございますが、ここにおきますところの漁港施設の整備の必要が非常にふえてきているのでございまして、これらの事業の遂行を確保する必要性が生じているという実態にござります。また、このような実情のもとで、国有財産法に基づきますところの財産管理といふだけでは、各種の行為に対しまして漁港の保全を適正に処理するということがむずかしくなつてきていたといふことからございまして、こういった状況を考えまして、今回公共空地につきましても漁港法上の行為の制限を及ぼす、そして漁港の維持管理の一そらの適正化をはかつてまいりたい、こういうことで公共空地、いわゆる砂浜地も対象にいたしたいということです。

○初村灘一郎君 先ほどもまあお尋ねがあつて答弁をしたわけでございますが、第四次漁港整備計画の進捗状況が現在まで、四十七年度の予算を消化した場合に、七四%の進捗率といふふうに言われたのでありまするが、この七四%の進捗率がさらにまた四十八年度から根本的に考えを新たにして、第五次整備計画をつくるというふうな考え方をしておるようござりますが、最近漁獲量が非常に増大しまして、漁船の大型化、特に私どもの関係しておるまき網等についても四百トンの専用運搬船を使用しておるというような実態を聞かされておる。したがつて、また船幅の増大、さらにまた水産物の流通改善あるいはまた公害問題を起こしている水産加工場の団地化、こういふものの

解決を私は早急にする必要がありはしないかといふように考へるわけじきません。

そこで今日の状況に対処するために、先ほど来長官は第五次整備計画で練り直すといふような御答弁をされたのでござりますが、その際に漁港整備計画の基本的な考え方を從来のとおりで私はやつていいのかどうか、従来の助成とか指導のあり方をそのまま踏襲してやつていてはいけないという考え方から第五次整備計画を進めていくのか、この辺について長官の御答弁を賜わりたいと思います。

港整備計画を立てましたときに目標年度が四十九年であったわけでござりますけれども、漁業生産におきましては、当時四十八年の目標年次におきましては八百五十二万トンと想定をいたしておりましたが、すでに四十五年におきまして九百三十一万トンということで、この目標をオーバーをしておる実態があるわけでござります。

が、海面の動力漁船で見ますと、隻数がやはり四十八目標年度では二十五万六千隻というふうに考えたわけでござりますが、四十五年にこれが二十六万六千隻ということで目標をオーバーいたしておる。トン数につきましては、四十八年が二百五十九万トンでござりますので、四十五年は二百四十四万トンでござりますから、目標には達してお

りませんか いま申し上げたように 漁業生産の面におきましても、漁船の隻数におきましても非常に目標をすでにオーバーをいたしております。う実態があるわけだとさいます。

それから水揚げの特定基地への集中化の傾向もその後非常に強くなっていますし、加工生産量も増大をいたしております。さらに輸送手段も非常に変化をいたしております。その後、生産のおきましても沿岸におきますところの増養殖事業が非常に推進をしておるといふような実態をうわけとさいます。

そこで、われわれといたしましては、いま申し上げたようないろいろ漁業を取り巻く条件の変化があるわけでございまして、漁船の大型化、漁獲量の増大、特に大きな漁港に対する集中水揚げの問題、さらには増殖養殖の振興というような点がございますから、これらを踏まえまして漁港が先ほど申し上げましたような機能を十全の意味で發揮するといふようなことで、単にいわゆる土木事業としての漁港の整備ということではなくて、それが同時に、生産の基礎であると同時に流通の拠点でもあるといふような面を強く勘案をいたしまして、そういう施設も整備をするということに重点を置きながら、現在第五次の漁港整備計画というものを全水産庁あげてこの問題に取り組んで、生産面からどこの漁港を整備したらよろしいか、流通面から見ればどこの漁港を整備したらよろしいかといふような注文をできればつけを漁港部へ回すというようなこと、それを最終的に私どもの段階で討議をした上で漁港の整備計画をつくつていくということで、現在せっかく策定中であるということをごぞざいます。

漁獲、漁労に関する技術や資本の装備あるし、増養殖に關する技術の水準についても、きわめて高度のものが受けられるところであります。しかし、一番根本的であり、かつ最もおくれているのが、何とかと申しますと、私見ではあります、増養殖について次くことのできない潮流の変化の掌握に対する試験研究が疑問視されるのであります。さらにもう一つ、海底の地盤は、沿岸部においては洪水流出による土砂が風と潮の流れの影響で堆積する現象が起つて、同時に浅海化していく。さらにまた、海底の地盤は、沿岸部においては洪水流出による土砂が風と潮の流れの影響で堆積する現象が起つて、同時に浅海化していく。

午後一時十一分開会

も、漁獲、海労に関する技術や資本の装備あるいは高度のものが見受けられるところであります。か、一番根本的であり、かつ最もおくれているものは何かと申しますと、私見ではあります。が、増養殖について欠くことのできない潮流の変化の掌握に対する試験研究が疑問視されるのであります。なぜかと申しますと、私見ではあります。が、増養殖に対する現象が起こって、同時に浅海化しています。さらにまた、海底の地盤は、沿岸部においては洪水流出による土砂が風と潮の流れの影響で堆積する現象が起こって、同時に浅海化していく。そこで、潮の流れをよくし、かつ土砂堆積による浅海化ができるだけ除き、そしてまた、魚の育ちやすい環境をつくり出すための海底工学的土木事業に対する調査というものがはたして行なわれておるかどうか。こうした調査、試験研究が私は立ちおくれておりはしないかと、かように考へるわけでござります。いまさら私が申し上げるまでもなく、種々検討は加えられていることと想います。

午前は引き続き質疑を行なっています。質疑の方は、順次御発言を願います。

○初村漁一郎君 先ほど来、漁港法の一部について、それぞれ質問したのでございますが、今後の水産振興にあたっては、とる漁業だけではなく育てる漁業、すなわち、増養殖に取り組むべきであるという意見があちこちにあるわけなんです。そこで、水産業全体として、その方向に努力が傾注されており、また農林省においても民間においても、いろいろな試験研究が続けられているところであります。水産に関する技術面におきまして

それでは、現在どういうふうな状況になつておるかということをございます。が、御承知のとおり、第二次の沿岸漁業の構造改善事業におきましては、増養殖の推進を大きな柱としておるわけですが、増養殖の推進を大きな柱としておるわけですが、ございますが、地域ごとに作成をされましたところの沿岸漁業の構造改善計画に基づきまして、漁場の改良事業、これは主として消波施設あるいは海水交流、つきいそ、並み型魚礁等の設置をいたしておりますが、地域ごとに作成をされましたところの沿岸漁業の構造改善計画に基づきまして、漁場の改良事業を実施いたしておりますし、それからさらに、より大きな事業といつしましては、漁場造成事業も公共事業として実施をいたしておりますし、これは作れいとか、やはり海水交流等の事業でございまして、いままで解明された技術を駆使いたしまして、一応増養殖推進のための生産基盤整備事業を重点的に取り上げておることは御承知のことなりでございまして、四十七年度から定着性の水産生物、主として海藻類を当面目標にいたしておられます。が、これらの増殖を積極的に進めるための大規模の増養殖開発事業の調査ということを、全国でまだ三カ所でございますが、新しく着手をするということをいたしたのでござります。

おいて得られました成果を踏まえまして、先ほど申し上げたような大規模増殖場開発事業の調査といふようなものも着手することができるところになつておるのでござります。しかしながら、御指摘のとおり、現在の水産物に対する需要の状況から見まして、従来の生産基盤整備事業の規模では必ずしも十分とは言いがたいといふうに思つておりますので、私どもいたしましては、今後事業の充実をはかつていく、それはやはり技術の進歩の状況に応じまして取り上げいかなければならぬだらうといふうに考えております。そこで、やはり何と申しましても、技術開発の一そらの促進をはかるといふことで、その成果を得次第、すみやかにこれを取り入れて事業化するといふことなどございまして、いま少し長期計画の策定といふような点につきましては、技術の進歩を待ちましてやはり取り上げるべき課題であるといふうに存じております。

○初村灘一郎君　いま長官からいろいろと御説明を願つたわけでございますが、この種の学問については、私は今まで体系そのものが確立されておるとは思いません。そこで、各関係者の、各界各層の代表によつて研究会あるいはまた推進団体を創設してこの推進をはかることが、最も肝要であるといふうに考へるわけでございますが、これに対する御所見を賜わりたいと思います。

○政府委員(太田康一君)　増養殖のための生産基盤の整備技術に關しましては、農林省においても先ほど申し上げましたように、農業土木試験場が中心になりましたとして、地域の水産試験場ともタイアップし、さらに大学等の協力も得まして、先ほど申し上げましたように、増養殖漁場の開発に関することの共同研究を四十五年から五カ年間で推進いたしておりますことは、先ほど申し上げたとおりでござります。なお、学界サイドにおきましても、農業土木学会と日本水産学会との提携によりますところの浅海開発の研究委員会等が設けられておりまして、研究及び技術面での検討も推進されておるのでございますが、やはり技術の開発

並びにその成果の事業化化という面での総合的かつ
体系的に推進していくための組織活動が、まだ不
十分であるというふうに存じております。その
点は御指摘のとおりと考えております。

そこで、何と申しましても今後養殖事業とい
うものを積極的に推進する必要があるわけでござ
いますので、この種の組織活動が必要と考えてお
りますので、各方面的意見を聞きながら、その組
織研究の推進につきまして検討を行なつてしまり
たいと、かように存しております。

○初村謙一郎君 次に、中小漁業振興対策特別措
置法についての質問に移ります。

この中小漁業の振興は、重要な漁業政策の課題
と考えるわけなんです。そこで、今後の中小漁業
振興対策の基本的な考え方について長官の御所見
を賜わりたいと思うのですが、わが国の漁業の生
産量は年々増加しております。配付された統計によ
りますと、四十五年度は生産量で九百三十二万ト
ン、金額にして九千九百六十四億円、史上最高の記
録を残しておるわけです。したがって、国民の食
生活は言うまでもなく、国民経済上きわめて重要
な役割りを果たしておりますが、中でも中小漁業
は、供給增大が要請されておる中・高級魚及び多
獲性魚の供給上、主要な地位を占めておるのであ
りますが、近年、わが国の中小漁業を取り巻く環
境といふものは、あらゆる面できびしく述べてお
るのであります。したがって、水産資源の制約、
労働力の不足、特に国際漁場の規制等は一段とき
びしさを加えられておるのであります。そこで、
このような諸情勢の中で、中小漁業のわが國漁業
に占める重要性にかんがみ、中小漁業施設の強化
あるいは拡充よりも、私はその經營の安定をはかる
ことが最も重要であると考えるわけでございま
す。

そこで今後の中小漁業振興対策の基本的な考え方
について、まず長官の御所見を賜わりたいと思
います。

○政府委員(太田康二君) 御指摘のとおり、中小
漁業がわが国の漁業の中に占める地位はたいへん
います。

重要なものでありまして、特に、需要の旺盛な中、高級魚並びに多獲性魚の供給上果たす役割りがたいへん大きいことは御指摘のとおりであります。しかしながら、中小漁業自身をいたしまして、経営規模の拡大あるいは資本設備の高度化等についての合理化努力を続けておるわけでござりますけれど、これまた中小漁業を取り巻く漁業環境は、水産資源の制約あるいは労働力の不足、さらには国際規制の強化等、一段と伸びを増しておりますことも御指摘のとおりであります。

そこで政府といたしましては、四十二年に中小漁業振興特別措置法を制定をいたしまして、その近代化を促進ってきておるのでございますが、さらに、その間におきまして漁業近代化資金制度の創設あるいは中小漁業融資保証制度の充実、さらには対しまずところの経営診断事業を実施いたしました。これらは漁船損害補償制度あるいは漁業災害補償制度等の充実をはかつてまいりたのでございまして、予算上の措置といいたしましては、さらに中小漁業に対して経営の安定に資する、あるいは乗り組み員の医療対策の充実等をはかつてまいりたのでござります。やはり何と申しましても、経営の安定をはかるということが施策の中心であることは言うまでもないわけでございまして、今回、中小漁業振興特別措置法につきましては、昭和四十二年制定當時指定いたしましたところの特定業種、指定業種の指定期間の経過期間が一応五年経過いたしたわけですが、ございますので、さらにどうするかというような問題もあつたわけでございますけど、新しい観点からさらに経営の規模の拡大、生産の協業化の促進、これらをはかるために、今回、中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律を提案をいたしまして御審議をいただいておるわけでございまして、これらを通じまして、中小漁業経営の安定というものの施策を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

• 10 •

日本の漁業が漁場を規制されておる個所をあらま
し御説明願えれば幸いだと思ひます。

○政府委員(太田廉二君) 現在わが国は政府間の協定として加盟をいたしておる条約関係が全部で十五ございまして、さらに民間協定で実施いたしております協定等が四協定あるわけでございます。いろいろなものがあるわけでございまして、順次申し上げますと、まず捕鯨につきましては国際捕鯨取締規約がございます。米、英、ソ、南ア、日本等十三カ国が加盟をいたしておりまして、鯨類が対象になつておることは御承知のことなりでございます。

それから、北太平洋の公海漁業に関する国際条約がございまして、これは日米加の業種でございまして、主として対象魚種としては、サケ・マス、ニシン等が対象になつております。これは御承知のとおり、サケ、ニシン、オヒョウにつきましては、自発的抑止の原則が行なわれているのです。

それから、北西太平洋の公海における漁業に關する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の條約ということで、サケ・マス、ニシンが対象になつてていることは御承知のことおりでございます。

それから、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定、これは日韓の間のアジ、サバ、底魚等を対象とした協定でございます。

それから、日本国とアメリカ合衆国政府との間の漁業に関する協定などしまして、日米間でブワイガニ、タラバガニ、オヒョウ、カレイ、赤魚ギンダラ等を対象にいたしましての協定がございまます。

それから、日本国とメキシコ合衆国との間の漁業に関する協定ということで、日本とメキシコの

間でメバチ、キハダ、カジキ等を対象といたしました
した協定がござります。
それから、日本国とニュー・ジーランドとの間
の漁業に関する協定ということで、タイ、マグロ
等を対象にした協定がござります。

それから、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約というのがございまして、これは日本、アメリカ、南ア、カナダ、フランス等十三カ国が加盟をいたしております。マグロ類などの規制をいたしております。

それから行政協定でござりますが、日本がに
協定、これは御承知のとおり日ソ間のタラバガ
ニ、アブラガニ、ズワイガニ、毛ガニ、イバラガ
ニ、花咲ガニ等を対象とした協定でございます。
それから、日本国とオーストラリア連邦との間
の魚業に関する協定と、もう一つことで、日本と慶州の

間にマグロ類とカツオについての協定をいたしております。

条約という条約がございまして、メキシコ、アメリカ、カナダ、パナマ、コスタ・リカ、日本が加盟をいたしております。マグロ類、カツオを対象とした条約でございます。

ということで、これは米、加、仏、西独、日本等十六ヵ国が加盟をいたしておりますが、主として、カレイ、赤魚、ニシン等を対象としたいたした条約でござります。

それから、南東大西洋の生物資源の保存に關す

る条約といふことで、メルルーサ、タコ、イカ、
タイ等を対象にいたしまして、日本、南ア、ポル
トガル、ソ連等が加盟した条約がござります。
それから、民間協定といったいたしましては、日ソこ
んぶ採取協定、これは御承知のとおり日ソ間で、

貝殻島のコンブを対象とした協定でござります。それから、日中民間漁業協定がございまして、

これは日中間でアジ、サバ、底魚についての協定をいたしております。

それから、インドネシア諸島間水域における日本漁船の操業に関する暫定取扱めということであり、日本の業界とインドネシアとの間でマグロはえなわを対象魚種としての暫定協定が結ばれております。

それから、モーリタニア回教共和国政府と社団法人日本トロール底魚協会との間の漁業に関する契約ということで、日本の業界とモーリタニア間におきまして、イカ、タコ等を対象魚種といたしまして、遠洋トロールについての契約が結ばれて

○初村憲一郎君　いろいろな協定を聞いたわけでござりますが、私は特に、日中両のアジ、サバを対象とする協定が、非常に中国側の強い要請で日本の中漁業は弱っておるわけでござりますが、この点につけては、民調協定を政府側においても

格段のアップをして、これの善処方を特に要望いたしたいと思います。

を三千トンから三千トンに今回引き上げた。その範囲を拡大しておるのでござりますが、引き上げたその理由ですが、中小漁業振興特別措置法の定義に次のようなことが書いてあるわけです。「その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、か

つ、その使用する漁船の合計総トン数が二千トンをこえない」ものというふうにあるわけなんですね。それが今回二千トンを三千トンに引き上げれば、当然従業者の数もこれに比例して上げるのが妥当ではないか、かように考えるわけですがいま

すが、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

すけれど、その際、法人の組合員資格につきまして、その使用漁船合計総トン数を三千トンまでに

拡大した経緯があるわけでございまして、本法もこの趣旨に沿いまして、常時使用合計総トン数三

千トンということで、従来の二千トンを三千トンに引き上げたのです。

船の大型化あるいは経営規模の拡大ということ
が、最近の労働事情の逼迫に対応いたしまして、や
はり省力化、近代化に重点が置かれておる。そこ
で使用漁船の合計総トン数の増加に伴う使用従事
者数の増加といふものは、それほど大きくないと

百トンから三千トンの規模では、當時使用従事者数というものは平均百九十三人ということをごさいまして、二千トンから二千五百トンの場合には二百三十人でございますが、二千五百トンから三千トンの場合——これより平均の數値でございま

されども、百九十三人と、かえつて減少する傾向がある。そこで、今回の総トン数の引き上げに伴いまして、実際現行の三百人でどうかといふことを検討いたしましたわけになりますけれども、一

○初村瀧一郎君　長官のその御答弁は、私は謙弁だと思う。漁船のトン数が二千トンから三千トンしかなかったと、こうした経過でございます。

に大きくなるということは、船幅の増大等からして加算した総トン数を三千トンにしたという解釈を私はするわけなんですが、たとえば五十トンの船には十名乗つておる、それが八十分になつた場合に、はたして十人でよろしいかといふことな

したがって、私は一千トンから三千トン
です。せんけれども、やつぱりある程度の一三百人を
二倍にして四百五十人であるけれども、これを
三百人から四百人の間くらいまで上げるべきでな

そこで、なぜ今回上げなかつたかといふこと

は、私はやはり中小企業の定義が三百人以下といふうにありますから、ここに何か問題があつたのでなかろうかと考えるのであります。漁業と陸上の中小企業との問題をとらえた場合に、私はやはり安全性から見ても、漁業のはうの中小漁業者に対する定義の三百人というものは若干上げる必要がある、かように考へるのでござりますが、この点いかがでしようか。

○政府委員(太田康二君) 私どもも、この法律が、期限がましましとした業種があるのでございまして、構造改善という考え方をとつておるわけなんですが、この理由をお聞かせ願いたいと思います。

第一次振興に引き続いて第二次振興をはかるとう考え方をとらなくて、今回、特に特定漁業について構造改善という考え方をとつておるわけなんですが、どうぞ意見があるわけなんですね。ところが、ま延長して第二次振興をはかるべきではないかといふような意見があるわけなんです。

本立てになるわけなんです、そこで、そなりりますと、中小漁業振興計画と構造改善計画との関係性をどういうふうに考えておるのか。換言して申し上げてみますと、政府による中小漁業振興の方針づけと漁業の自主性との間の調和等をどういうふうにはかっていくのか問題があらうかと思いますが、この点について御答弁をお願いしたいと願います。

うに存じておる次第でござります。
○初村謹一郎君　この特定業種とは、ということ
で、「指定業種のうちその業種に係る中小漁業の構
造改善を図ることが当該業種に係る漁業を営む中
小漁業者の経営を安定させるため緊急に必要であ
ると認められるもので政令で定める」と、そういう
ふうになつておるわけでございますが、そのよ

[View Details](#)

に先生から御指摘いただいたわけでございますけれども、確かに中小企業の側で當時使用従事者数が三百人以下というものが定義に書かれておりまして、これとの関係があつたことは事実でござります。しかし、漁業生産の特殊性といふような面からいいまして、これは引き上げるべきではないか、せつかく船の當時使用総トン数も三千トンに引き上げたので引き上げるべきではないかといふ御意見、確かに御意見として承つておるわけでございますけれど、私どもの調査によりますと、確かに現在の労働事情の逼迫というような事情もございまして、これが問題であるわけでござりますけれども、省力化という点に技術の重点が置かれておるというような実態もございましたので、今回の改正には取り上げなかつたといふ経緯がござります。しかし、なお從来の問題として検討をさせていただきたい、かように存します。

ますから、さらに近代化、合理化を進める必要があるといふことで、どういうふうな対処をしたらよろしいかということを内部的に検討をいたしましたのでござります。この法律がねらいといたしておられますところが、一つは長期低利の資金の融通であり、一つは租税上の優遇措置であつたわけござりますけれど、制度改正をしないで、第一次の振興計画を引き続き第一次振興計画によってやつてまいるというような意見もあつたのでござりますけれど、先ほど申し上げました、制度改定をして、そういう考え方もとつたことがあつたわけでござりますけれど、この二本の柱の一つでござりますところの税制面における優遇措置、これは御承知のとおり、租税特別措置法によつて措置をいたしておりますのでございまして、最初の五年間に限られるということになつておつたのでございまして、さらに本制度の対象とするためには、これと同様の制度でござい

業種は、今回、かつての指定業種のうちから政令で定めるということに相なっておりまして、特定業種につきましては、当然政府が中小漁業の振興計画といふものを新たに定めることになるのでござります。そこで、これを策定するにあたりましては、その内容につきまして、最近の中小漁業をめぐりますところの情勢に対応いたしまして、十分経営の安定をはかることができるようになりますことが第一点でございます。また一方で、業界が自主的に作成する構造改善計画という制度をとったわけでございましてから、業界がお立てにならりますところの構造改善計画の指針となるように配慮することは言うまでもないわけでございまして、その点につきましては、特定業種につきましての中小漁業の振興計画というの、いわば私どもの考えでは基本方針的な性格を持つものである。そこで具体的な点につきましては、構造改善

うな業種として、当面何を予定しておるのか。また、その業種についての構造改善計画の内容とては、どのようなものを纏り込んでいきたいかということをお答え下さいたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 特定業種は、第四条の二で、政令で定めることになつておりますが、その要件につきましては、ただいま先生がおっしゃつたとおりでござります。そこで、私どももいたしましては、この法律が成立をいたしました暁におきましては、現段階において考えておりまることは、四十六年度末をもつて五年間の振興計画の期間が満了する以西底びき網漁業及びカツオ、マグロ漁業を予定をいたしておるのでございまして、これらは、いずれも新しい法律の第四条の二で規定いたしておりますような要件に該当するものというふうに考えております。そこで、構造改善計画は業界が自主的に作成するものであるわ

○初村瀧一郎君　今回の法改正の重点は、五ヵ年の第一次振興計画が終了した業種について、さらに特定業種として業界ぐるみの体質改善をはかることとし、業界が自主的に構造改善計画を作成し、これについて農林大臣の認定を受け、この認定を受けた構造改善計画に従って、その中小漁業者が構造改善事業を実施する場合に、金融及び税制上の特別措置を講ずるように法律で明記しておるわけでございます。近年の中小漁業をめぐる諸情勢にかんがみると、個々の中小漁業者の経営の近代化にとどまらず、さらに一步進んで構造改善が必要であるということは十分理解できわけでございますが、第一次振興計画をそのま

ますところの中小企業近代化促進法、これでも、やはり当初は振興計画を立てまして、さらに構造改善計画というものに一歩進めるというような制度もつておりましたので、私どもの中小漁業者もまた、構造改善に関する制度といふものを取扱う上に必要があるというふうに考えまして今回の改正をいたしました。こういう経緯でござります。

○初村灝一郎君 今回の法律によりますと、特許業種といふものは、指定業種のうちから政令でこれを定めるというようになつておるわけでござります。そこで特定業種になると、中小漁業振興扶持計画と、業界が自主的に作成する構造改善計画と

計画の作成段階で十分業界の自主性が生かされようと、指導をしてまいりたいというふうに考えておるのでございまして、この点は、過般の衆議院におきますところの審議の過程におきましても、両者の関係につきまして、いろいろ御議論があつたわけでございます。十分、その間の調整につきましては、業界の自主性が反映され、過度に無理なことにならないような振興計画の策定といふことが言われたわけでございまして、幸いにして御審議をいただいて、法律が通過いたしました。した上におきましては、私どもは業界等とも十分話し合いをいたしまして、私どもの立てますとこ

でございますが、私どもが現在考えておりますのは、以西底引き網漁業につきましては、水産資源の利用の適正化といたしまして、操業漁船隻数の過剰であるという認識がござりますので、その操業漁船隻数の減少の問題と、なお漁場につきましては、南シナ海への漁場を拡大する、そのための大型船の導入というようなことが一つございます。それから、経営規模の拡大といたしましては、經營体当たりの漁船の隻数の増加。最も好ましいこと。それから、生産行程の協業化をはかるなこと。それから、生産行程の協業化をはかるための施策といたしましては、やはり共同運搬体の確立、これに資するための高性能な冷凍設備

の鮮度保持施設の設置、これらを構造改善事業の内容として盛り込まれるものというふうに考えております。

それから、カツオ・マグロ漁業でございますが、やはりこれも水産資源の利用の適正化といふような観点から漁獲量が減少傾向にあり、しかも国際規制が非常に強化されておりますところのマグロはえなわ漁業を、むしろ資源的にもまだゆとりのあると言われておりますところのカツオの釣り漁業へ転換させること。それから經營規模の拡大といったしましては、漁船設備が総合的に高度化かつ合理化された標準仕様船による一經營体当たりの漁船隻数の増加といふような問題。それから資本設備の高度化としては、カツオにつきましての自動釣り機等の導入、こういったことが構造改善事業の中に盛り込まれるべきものといふうに現段階においては考えておるのでございま

す。

○初村瀧一郎君 今回の過日通過した予算で、以西底びき網についての国の財政援助が可決されたわけですが、この以西底びき網漁業の漁船減船の考え方、これと構造改善計画との関連についてお聞きしたいのですが、以西底びき網漁業については、近年漁獲高の漸減に伴って操業効率の低下等が非常に問題化されており、その経営基盤の整備をはかるために業界が自主的に操業隻数の減船措置を実施することにいたしました。これに対して国は財政援助を行なうこととしたしましてが、その底びきの自主的減船の考え方及びこれまでと以西底びき網漁業の構造改善との関連が将来どういうふうになつていくのか、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 御承知のとおり、構造改善事業計画は水産資源の利用の適正化とか、經營規模の拡大、生産行程についての協業化その他構造改善に関する事業ということに相なつておりまして、これは漁業協同組合その他の政令で定められた法人が作成することになつております。そこで、今回の以西底びき網の減船問題でござります

が、私どもは現在の以西底びき網の資源の状況から見ますと、やはり水産資源についての利用の適正化というような観点から、水産資源につきましての永続的かつ効率的な利用というようなことを確保し、あわせて以西底びき網の将来にわたっての経営の安定といふような観点から、やはり今日の実情から見ますと、減船ということが必要であるというふうに認識をいたしておりますのでございま

す。そうして、この点につきましては、業界自身もさように感じておられるわけでございまして、今回自主減船に踏み切られたわけでございまが、これは以西底びき網漁業者の団体でございまますと、ころの日本遠洋びき網漁業協会が昭和四十七年度、四十九年度の二カ年にわたりまして、許可総トン数の初年度は一五%、次年度は五%に相当する漁船を減船しようとする計画たといふうに理解をいたしておるのでございまして、その趣旨は先ほど申し上げたよくな意旨に合致するものというふうに理解をいたしておるのでございま

すように、残った方々が相補償をする、そのための金融のあつせん並びに借り入れ金利を引き下げるための利子助成ということで、昭和四十七年度予算におきましては、末端の金利が三分五厘になりますように、一億二千六百万の予算を計上して、減船が円滑に進むようについて予算上の措置を講じたといふことです。

○初村瀧一郎君 特定業種は、この指定業種のうち、その経営を安定させるために緊急に構造改善をはかる必要のあるものであるが、これに対する助成策としての農林漁業金融公庫からの特別融資及び税制上の特別措置の内容をお聞きしたいと思

います。

また、これらの助成策の内容は、特定業種でない指定業種に比べて強化されていると思うが、この点はどうか。さらにまた特定業種についての漁船の建造等に対する特別措置については金利の軽減等、さらに拡充すべきであると思われますが、

この点について長官のお考えをただしたいと思

ます。

○政府委員(太田康二君) 先ほど申し上げました

ように、金融と税制上の優遇措置があるわけでござりますけれど、金融につきましては、農林漁業金融公庫から特定業種にかかる漁業を営む中小漁業者に対しまして、その方々が農林大臣の認定を受けた構造改善計画に従って構造改善事業を実施するため必要な資金であつて漁船の建造等を行なうために必要なもの、これにつきまして長期低

利、年利率六・五%，償還期限十八年以内、据え置き期間三年以内といふ長期低利の資金の融通を行なうということが一点でござります。

それから、税制につきましては、特定業種にかかる漁業を営む中小漁業者であつて、農林大臣の認定を受けましたところの構造改善計画に従って構造改善事業を実施する方々に対しまして、認定後五年間、その有する漁船につきまして二分の一の割り増し償却を認める。それと当該計画に従いまして合併出資を行なう場合に、法人税と登録免

許税を軽減するということにいたしましたのでござります。

そこで、前回実施いたしました指定業種に対する助成策との相違でございますが、一つは、構造改善事業といふのが一つの目玉になつておりますので、今回の助成策の対象となる中小漁業者といふものは、農林大臣の認定を受けた構造改善計画に従つて構造改善事業を実施するものに限つたと

いふことでござります。

それから、税制上の特例措置につきましては、従来は漁船の割り増し償却の限度が三分の一であったわけでござりますけど、二分の一にこれを引き上げたといふことです。

それから、農林漁業金融公庫の融資の条件につきましては、指定業種と今回の特定業種との場合に、特段の差異がないといふことであるわけでござりますけど、私どもいたしましたは、まあ、金利等につきましてさらに引き下がらうかと

漁船関係資金についての制度金融における金利体系等を勘案いたしまして六・五%といふことに定めたのでござります。

なお、今後特定業種につきましては、構造改善計画の実施に基づきましてその他の金融上の措置も生じようかと考えますが、その点につきましては、私どもは漁業近代化資金等の融通あつせん、これらには十分つとめてまいりまして、構造改善計画が円滑に推進されますようお手伝いいたしました。

い、かのように存じております。

○初村瀧一郎君 先ほど長官から、指定業種は、現在、以西底びき網漁業、カツオ・マグロ漁業、まき網漁業及び沖合い底びき網漁業の四業種が指定されておるといふになつておるわけでござりますが、これ以外に指定業種の要件である漁獲量の変動、漁業経費増大等により中小漁業者の経営が不安定となつておれば、または不安定となるおそれがある実態にあり、かつ指定を希望しておるが、その後指定期間に新規指定の見通しを聞いてみたいと思います。また、今後指定期間を新規に指定した場合、現在の租税特別措置による税制上の特別措置は講じられないといふことに頭を及んでおりません。また、今後指定期間を新規に指定した場合、それがある実態にあり、かつ指定期を希望しておるが、その場合の振興措置の取り扱い方にについて、どういうふうに考えておられるのか御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 現在の中小漁業振興特別措置法は、四十二年に制定をされたわけでござりますけれど、指定業種の指定要件につきましては、先生がおっしゃったとおりでございまして、現在までのところ、法律が施行になりました四十二年におきまして、以西底びき網漁業並びにカツオ・マグロ漁業の指定をいたしました。その後、同様な条件に該当するということで、四十三年に

はまき網漁業を指定し、四十四年には沖合い底びき網漁業を指定をいたしたのでござります。

それでは、その他の中小漁業について、かよう件に該当する業種として何を考えられるかとお話をございます。同種の業種といたしまし

てはイカ釣り漁業あるいはサンマ漁業、サケ・マス漁業等が考えられるわけでございます。そこで經營の実態を見てまいりますと、イカ釣り漁業並びにサンマ漁業につきましては、御承知のとおり、どちらを表作と言い、どちらを裏作と言つたらいのか問題があるわけでございますけれども、周年操業といふような經營形態ではなくに、兼業形態が大部分でございまして、これらを指定業種といふことは、他の兼業業種との関連におきまして、さらに検討をする必要があるということです。私どもいたしましては、現段階においては、これを指定業種として指定する用意をきましては、これが指定業種として指定する用意はないわけでございまして、当面は漁業近代化資金等の活用によりまして対処してまいりたい、これによりまして經營の安定をはかつてまいりたい、といふに考えております。それから、サケ・マス漁業につきましては、御承知のとおり、毎年、日ソ漁業委員会におきますところの漁業交渉によりまして漁獲量が定められるという事になつておるのでございまして、近年におきます漁業の実態等から見ますと、どちらかといいますと、新しい設備投資を行なうと、いうことよりもむしろ抑制して経費の節減をはかるといふうことにしておきまして、これらを通じまして、その収益性の向上をはかるということが望ましい方向であるといふに考えておりますので、これらを当面、指定業種とするといふに考えていないのでござります。ただ、私どもいたしまして、だんだん漁業の經營形態が変わつてしまつて、イカ釣り漁業等につきましては、船によりましては、だんだん兼業形態から脱して專業形態のものも出てきておるという実態もあるわけござりますから、いま少し事態の推移をながめまして、さらに漁業の実態等十分精査の上、検討してまいりたいと、こう考えております。

そこで、第二のお尋ねの租税特別措置法による税制上の特例措置、これが講じられるかどうかといふお話しでございますが、新しい指定業種といふことになりますと、現行法が直ちに動かないと

いう問題がございます。したがいまして、私どもいたしましては、当然指定業種とし、さらにそれが特定業種になるといふ過程におきましては、税制上の優遇措置を受けさせるべきであるというふうに考えますので、財政当局とも折衝いたしまして、同様の特例措置が講ぜられますよう、租税特別措置法の改正をお願いするということにならうかと存じます。

○初村蘿一郎君 最後に私は、本法律による振興措置の対象となる中小漁業のおもなものは漁業法に基づく指定漁業とされ、船舶ごとに農林大臣の許可を受けなければ該漁業を営むことはできなといふようにされております。漁業法上、指定漁業の許可の有効期間は原則として五カ年間とし、その期間は「同一の指定漁業について同一の期日に満了するようにしなければならない」というふうに規定されております。このうふうに規定されております。これは一々私が申し上げる必要もないと思うのでありますけれども、そ

ういうことを考えてみた場合に、最近とりわけ

現状においてないといふような実態にあるわけ

でございますので、隻数の増加ということはもち

ろんのこと、無補充大型化等の漁獲努力の増大、

こういったものをもたらすよな形での漁船の大

型化ということは認めるることはできなかつたので

ございます。しかしながら、やはり漁業經營の安

定合理化の促進につきましては、十分配慮する必

要があるわけでございますので、今回の一齊更新

におきましても、經營規模の承継限度の拡大ある

いは近海カツオ・マグロ漁業等につきましては、

ただいま先生が御指摘になりましたように、使用

七七十トン未満であったものを八十トン未満に引き

上げるといふようなことで、經營の安定をはかる

といふような改正を行なつたのでござりますが、

内容的に見ますと、それほど大きな改変といふこ

とができるなかつたといふ実態にあるわけでござい

ます。

○村田秀三君 私はいま提案されております水産

関係三法、これに直接的には関係をしないのであ

りますけれども、しかし、大局的に見た場合、関

係なしとしない問題だらうとも思うわけでありま

す。それはどういう意味かといいますと、中小

漁業の振興法とともに関連をするのではないかと思

りますが、ずっと法案の内容であるとか、

あるいはその施策を見てまいりましても、これは

沖合であるとか、遠洋であるとか、中小といつ

ても、われわれの認識からするならば、相当これ

は大型漁業に属する問題ではないか、こう実は思

うわけです。しかし、ことし出されましの漁業白

書等を見てまいりましても、沿岸あるいは内湾も

でございますが、残念ながら主要事項につきまし

ては、おおむね現行どおりに措置することにいた

しました。

いたしましては、当然指定業種とし、さらにそれを特定業種になるといふ過程におきましては、

しておるのでござります。特に、許可隻数等につ

るのは、その生産高が横ばいである、ないしはむし

ろ下降しきみであるにもかかわらず、魚価が相当

に需要の伸びがあるにもかかわらず、魚価が相当

高騰しておるという問題。そしてまた、その生産

が上がらないということは、主としては漁場の荒

廃、これに起因するといふことも明らかに書かれ

ておるわけでござります。これは一々私が申し上

げる必要もないと思うのでありますけれども、そ

ういうことを考えてみた場合に、最近とりわけ

現状においてないといふような実態にあるわけ

でござりますので、隻数の増加ということはもち

ろんのこと、無補充大型化等の漁獲努力の増大、

こういったものをもたらすよな形での漁船の大

型化ということは認めることはできなかつたので

ございます。しかしながら、やはり漁業經營の安

定合理化の促進につきましては、十分配慮する必

要があるわけでござりますので、今回の一齊更新

におきましても、經營規模の承継限度の拡大ある

いは近海カツオ・マグロ漁業等につきましては、

ただいま先生が御指摘になりましたように、使用

七七十トン未満であったものを八十トン未満に引き

上げるといふようなことで、經營の安定をはかる

といふような改正を行なつたのでござりますが、

かと、かように考えるわけでござりますが、今回

の一齊更新についてどのような措置を考えておら

れるのか御答弁をいただいて、私の質問を終わり

たいと思います。

○政府委員(太田康二君) 漁業法上一齊更新の制度をとりましたが、たしか昭和三十九年であつたかと思いますが、三十八年の漁業法の改正によりまして、指定漁業の一齊更新の制度が採用され以来、本年が二回目の一齊更新の時期であつたわけですが、今回も一応前回の一齊更新と同様、現行法のワク内で措置するということにいたしまして、最近におきましところの各指定漁業の操業の実態あるいは經營の状況、さらには対象資源の動向、こういったものも勘案して、後ほど申し上げますように必要な改善措置を講じたの

当然含んでおると思ふんですが、沿岸漁業の問題というものを軽視してはならないような感

じを失は、私は持つておるわけなんです。といふ

のは、その生産高が横ばいである、ないしはむし

ろ下降しきみであるにもかかわらず、魚価が相当

に需要の伸びがあるにもかかわらず、魚価が相当

高騰しておるという問題。そしてまた、その生産

が上がりないということは、主としては漁場の荒

廃、これに起因するといふことも明らかに書かれ

ておるわけでござります。これは一々私が申し上

げる必要もないと思うのでありますけれども、そ

ういうことを考えてみた場合に、最近とりわけ

現状においてないといふような実態にあるわけ

でござりますので、隻数の増加ということはもち

ろんのこと、無補充大型化等の漁獲努力の増大、

こういったものをもたらすよな形での漁船の大

型化ということは認めることはできなかつたので

ございます。しかしながら、やはり漁業經營の安

定合理化の促進につきましては、十分配慮する必

要があるわけでござりますので、今回の一齊更新

におきましても、經營規模の承継限度の拡大ある

いは近海カツオ・マグロ漁業等につきましては、

ただいま先生が御指摘になりましたように、使用

七七十トン未満であったものを八十トン未満に引き

上げるといふようなことで、經營の安定をはかる

といふような改正を行なつたのでござりますが、

かと、かように考えるわけでござりますが、今回

の一齊更新についてどのような措置を考えておら

れるのか御答弁をいただいて、私の質問を終わり

たいと思います。

○政府委員(太田康二君) 漁業法上一齊更新の制度をとりましたが、たしか昭和三十九年であつたかと思いますが、三十八年の漁業法の改正によりまして、指定漁業の一齊更新の制度が採用され以来、本年が二回目の一齊更新の時期であつたわけですが、今回も一応前回の一齊更新と同様、現行法のワク内で措置するということにいたしまして、最近におきましところの各指定漁業の操業の実態あるいは經營の状況、さらには対象資源の動向、こういったものも勘案して、後ほど申し上げますように必要な改善措置を講じたの

かかるかもわかりませんけど、民事による解決ということもなっておりました。それから原因が不明な場合には、公害紛争処理法に基づきまして解決をはかる道も開かれておる。あとは漁業規制をどうするかというような問題もあるわけでござります。私どもいたしまして、その面につきましては、現段階におきまして規制すべき措置がないものでござりますから、一応自主規制に待つといふよろかなことをやつておるわけでございますけれど、将来の問題としてP.C.B.等の、何と申しますか、ガイドラインがきめられる場合には、そりいつた問題も含めて漁業規制の問題につきましての考え方というものも考えていかなければならぬいだらうというふうに考えております。それ以外に、私どもいたしましては、やはり漁業者の方々としては、さらにそこにおいて漁業生産を統けたいというようなこともあるわけでござりますから、その場合には、加害者が明らかでないような場合に、國が実は助成の措置も講じておりますが、負担によりまして漁場の復旧をはかるという事業もやらなければいけませんし、加害者が明らかでないような場合には、國が実は助成の措置も講じておりますが、負担によりまして地方公共団体等が漁場復旧事業をやる場合に補助をいたす道も開いております。これによりまして漁場の復旧をはかつて、漁業活動が統けられるようならぬこととやつてまいらなければならないだろうというふうに考えております。

いずれにいたしましても先生御指摘のとおり、

やはり公害の実態を十分把握した上で、私どもといたしましては、まず第一に考えなければならぬのは、人の健康の問題でござりますし、さらには漁業者がこれによって受ける損失をどういうふうに緩和するかというような問題。さらには漁業の生産活動を続けたいという方々には漁場の復旧をやつてまいる、それぞれの方策が考えられるわけござりますけど、その負担等の点につきましては、いま申し上げたように、加害者が明らかでない場合には、加害者の負担においてこれを実施する。

明らかでない場合には國の助成によつて漁場の復旧をはかるといふよろかなことで対処してまいりました。

○村田秀三君 それで、ただいまつと総括的に答弁をされたようですが、一つ一つ詰め

に答弁をされたようですが、一つ一つ詰めなくてやならない問題もあらうかと思います。

それで、これは水俣じやございませんが、最近東京湾のP.C.B.の汚染問題といふことが新聞

テレビ等でも報道されております。その濃度がだんだん高くなつていきつたある。それから、東京

湾に生息する魚介類のP.C.B.の含有量も逐次高

まっておるといふよろかな問題が、これは東京都衛生局で調査したものが発表されておるようであ

ります。

そこで、環境庁にお伺いいたしますが、東京湾のP.C.B.の実態ですね、これをひとつお聞かせを

いただきたいと思います。

○政府委員(岡安誠君) P.C.B.によります汚染につきましては、環境庁その他が全国的に調査した事例といふものはございませんで、これから私ども、P.C.B.によります主要汚染地域等につきまして、水質それから底質並びに土壤等の調査をいたしたいと思っております。東京湾におきます魚介類のP.C.B.による汚染の状況でございますが、これは東京都が昨年の五月からことしの二月までに検査をいたしました調査結果がござりますので、御報告申し上げますと、魚介類のうちP.C.B.による汚染が、三十七品目中四三・二%からのP.C.B.が検出されておるようござります。そのうちボラは、七検体からP.C.B.が発見されたようござりますが、その平均は五・四九PPMのP.C.B.を含んでおるといふように報告されておりますし、セイゴにつきまして、これも七検体でござりますけれども、平均二・〇四PPMといふP.C.B.が含まれておりますと、いうことになつております。これは、一応P.C.B.の慢性毒性といふものにつきましては、平圧的にP.C.B.の度は若干高いといふふうに、調査結果として私どもは読み取つておるわけでござります。

○村田秀三君 厚生省、来ていますか——いまお

答えをいたいたとおり、これは東京都の衛生局で調査をして発表した数字のようあります。多少の違いはこれは別といたしまして、そのように——同じ資料であるううと思いますが、私の手元にありますものを見ますと、いまお答えをいたしまして、肉と、内臓と、それ

はきわめて高い数値が出ております。肉よりも内臓、内臓よりも内臓の脂肪、これを見ますと、最大五九・五九PPM、こういうよろかな数値も出で

ります。

そこで、厚生省の食品衛生課を所管しておる方だろうと思うのですが、お答えをいただきたい

と思うんですが、食品衛生上、P.C.B.というの

は、どの程度の含有を許容できるのであらうか

と、こういう問題であります。いま、いろいろと作業をしておるということは聞いておりますけれども、アメリカ等の資料によりますと、アメリカは五PPMであるといふに決定をしたとい

うことを聞いておるわけですが、今日の作業の状況なり、あるいはいつ結論が出るのか、結論を出そつとする数値は、ほどの程度に考えら

れるのか、お答えを願いたいと思います。

○説明員(神林三男君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、P.C.B.の、特に魚介類の

汚染率といふのはかなり高いといふことは、新聞紙上等で報道されているとおりでござります

が、一応P.C.B.の慢性毒性といふものにつきまして——急性毒性は、これはある程度わかつておる

わけでござりますが、一番問題になります慢性毒

性につきましては、目下国立衛生試験所を中心と

いたしまして研究中でござります。それからまた、魚介類そのもののP.C.B.の汚染実態につきま

しては、一応国で統一した試験法をきめまして、それに基づきまして現在魚介類につきましては、

水産庁においてこの調査を実施中でござります。

まだその成績はまとまつてないわけでござい

ます。

○村田秀三君 非常に私も、ほんとうは、これ

どういう質問をしたらいいかと思つて実は迷つて

おるわけです。というのは、確かに東京都衛生局で調査したこの調査が信憑性あるものとして私は

申し上げるわけでござりますが、アメリカの五PPMといふ決定と比較して見るならば、確かに東京湾の魚は全然食べなくなるんですよ。しかしながら、

確かにそれは慢性毒性がどの程度のものであるか

といふ、そのことについては、非常に判断がむずかしかからううと思つけれども、しかしながら、有毒物質が重複して体内に蓄積されるといふ問題、こ

れはいままで公害等でおそらく論議され尽くさ

れておる。がしかし、なお結論が出ない、こうい

う問題であろうと、こう思つたんですね。しかし、

アメリカが五PPMで結論を出したのに、日本

が、どうもはつきりしませんから一〇PPMでございましたとか、二〇PPMでございましたとい

うよろかなつかつこううよろしいものかといふと、私はそうではないと。まあ調査会の検討に前もつて

一つの注文をつけるといふにとられても困るわけでありますけれども、しかし、いずれにいたしました

としても、つけざるを得ないといふ客観条件と

いうのはあると思うんです。その場合に、水産庁として東京湾内の魚、これは東京湾内ばかりじゃ

なく、数値は低いけれども、駿河湾にも出でておるし、大阪湾にも出でておるわけです。だとすれば、水産庁としては一体それをどうするか。もつとも水産庁は、いや、それはおれのほうの問題ぢゃないんだ、食品衛生の関係からいえば、これは厚生省の問題である、そうしてまた、水質の環境基準を定めるのは環境庁であると、こういふやうなことになつて、いかにも責任が直接ないようなとき発言というものが、あるいはあろうかと思うけれども、実際は放置できない問題なんですね。水産庁としては、どういう考え方方に立つのか伺いたい。

○政府委員(太田康二君) PCBの問題につきましては、先ほど厚生省のほうから御答弁があつたわけでございますけれども、最近、PCBの分析方法につきまして、厚生省の統一的な分析方法が確立いたしましたので、国の試験研究機関がそれを分担いたしまして、現在資料を収集いたしました。その分析に当たつておるわけでございまして、私のほうも魚介藻類につきまして、一般汚染水域あるいは対象水域等をそれぞれ定めまして、個々の検体につきましての分析をいたしております。

なお、アメリカで定められておる五PPMなるものがどういう性格のものかということにつきましては、私はだかでないわけでござりますけれども、PCBの学者先生の話によりますと、日本人はアメリカ人に比べますと、魚の摂取量が三倍近くあるから、やはり五PPMではいけないんで、もっと基準はきびしくすべきであるといふような御意見もあるようでございます。私、前に畜産局長をやつておりますときに、牛乳中の汚染の問題で基準がきめられまして、BHCのガソル BHC C、ベータ-BHCについての基準が定められたわけでございますけれども、あの場合には、たとえば体重何キログラムの人が一日どのくらいの量をとつて、一生飲み続けた場合に有害なんだといふような基準があつたようでございますが、今回

の五PPMというものは、必ずしもそういうのではないようでございます。しかし、いずれにいたしましても、基準値というものが、いまお話しのように近く定められることになつております。その場合に私どもいたしましては、一つは、食生活の安全の確保ということが第一でございますから、これは当然その点を考えなければならない。しかし同時に、たいへんむずかしい問題でござりますけれども、いたずらに不安を惹起させないという二つの面に十分配慮しながら対策を検討しなければならないだろうというふうに思つております。

そこで、そのような分野としてどういうものが考えられるかという問題でございますが、やはり消費者の食生活の安全をいかにして確保するかと、先ほどの米の例ではございませんが、場合によりましては地域を指定をして、そこで魚の個々に実はPCBを検査するわけにもまいりませんし、一つごとに検査するのはかなりの金もかかりますし、時間もかかるようでございますので、そういうこともできないわけでございますので、その辺がたいへんむずかしいわけですが、やはりある程度漁業の規制というようなものもやらなければならぬ場面も出てくるかと思います。そなりますと、食生活の安全は確保されるということになりますが、それによる漁業者の被害があるわけではござりますので、これをいかに緩和するかといふことだと思います。この点につきましては、先ほど申し上げておりますように、原因者が明らかにな場合には原因者から損害賠償を請求するというようなことも可能であろうかと思いますが、PCB汚染がどういう経路を通じて魚に蓄積されたかといふような問題の解明はむずかしいと思いますので、なかなか困難かと思いますが、やはり漁業者の受ける影響は企業が負担するとか、あるいは国が場合によつては負担しなければならぬ場面もあるかと思いますが、そういうことを検討しなければならない。

それからもう一つは、やはりそこで漁業の生産

活動を続けたいというような方もあるらうかと思ひますので、そういう場合には、汚染された漁場をどういうふうに復旧するか、実はこの点につきましても、PBCはなかなかむずかしい処理を要切るのかどうかという問題、これはずいぶんと意地悪い質問ですがね、その辺はどうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 東京都の調査もあるわけでございますけれど、私どもいたしまして、も、実は私どもの担当研究機関をして東京湾についてのPBCの分析をいたしております。これらの結果を全部寄せ集めました結果に基づきまして、それらを参考にして、厚生省で食品衛生調査会でおきめになると思うわけでございます。それらの数値を見てまいりますれば、いま一般的に言われておりますことは、アメリカの五PPMよりもきつい基準をきめるべきである。日本人の場合には、食生活が動物性たん白を水産物に依存しているからといふこともありますので、実際問題として、漁業の規制をしなければいかぬといふような事態も、当然考えられると思つております。その際の救済措置等につきましては、まあ抽象的といたしましても、その定まり方いかんにもよるわけでございますけれども、そういう見地から主として医学の見地からの立場から、暫定基準値を定まりますれば、その定まり方いかんにもよるわけでございますけれども、そういう見地から、私どもいたしましては、一方において調査を進めるに同時に、その対策のあり方につきまして、せつかく検討をいたしておるという段階でござります。

○村田秀三君 どうも、そういうお答えありがとうございます。私はできないのかもしれないのだけれども、しかし、事は急を要する問題だらうと思ふんですね。これは東京都で行なつました調査——検出したところ申上げておりますように、原因者が明らかにな場合には原因者から損害賠償を請求するといふことだと思います。この点につきましては、先ほど申し上げておりますように、原因者が明らかになつたとしても環境庁でやつたとしても、そう変わるもので、せつかく検討をいたしておるという段階でござります。

○村田秀三君 考え方はわかりました。しかし、具体的に手を加えるということになりますすると、非常にむずかしいと思います。例として、いま土壤汚染防止法という例をおつしやつておりましたけれども、土壤汚染の防止であるならば、これは限定された一区画ですね。まあ考えようによつては、阿武隈川の上流に工場があつた、なるほど汚染された一区画以上の中が生産される地域は一定のところである。それが〇・八、〇・七となると、これはボラが肉でもつて一九・一PPM、非

常に高い数値が出でているんですね。だから私が言ふのは、別に困らせるために言わわけじゃございませんけれども、とにかく事は急を要する問題でありますから、これは早急に厚生省は結論を出すべきであらうし、同時にまた水産庁は、いわゆる東京湾全部——御音崎か

ら対岸まで線を引いて、これは全部ひとつ禁止であると、あるいはその汚染の復旧のための事業をしなくちゃならぬ。こういう問題も出てくると思うんですよ。そうしますと、これは單に水産府の行政手続であるとか、あるいは指導であるとかいうことだけでは事足りる問題ではなからうと思ふんです。でありますから、やはりそこには強い態度、き然たる態度、そしてまた適切な、漁業者が安心をすることができるような施策というものが並行して当然必要である。こういうことになるわけでありますから、その辺の決意といいますか、考え方といふものはどうですか。

を持つておるわけではございませんので、県を通じて調査をいたしておるのでございます。漁場汚染と漁獲との関連につきましては、これを直ちに明らかにするということは、まことに困難でござりますが、やはり漁場汚染に伴いまして操業に制約を受けた、あるいは魚価が低落をした、高級魚の生産が減ったというようなことを一応の漁業被害のメルクマールといたしまして、各県に調査を依頼をいたしておるのでござります。昭和四十四年以来引き続き各県から調査の結果を求めておるのでございますが、複合汚染によりまして漁場の価値が低下したということで継続的に発生しておる漁業被害につきましては、先ほど申し上げたようなことを視点として調べてもらつておるわけでござりますけど、個所につきまして約三百六十カ所を数えておりまして、関係の被害の組合の数が六百二十六組合、被害金額で約百四十六億、こういふふうに承知をいたしております。

であらうというふうに考えるわけでありまして、その辺のところを水産庁としては、どのように考へておるのか。これは環境庁にも関係するわけであります。水の環境基準を定めてあるわけでありまして、A、B、Cと類型別に基準を定めてあるようでありますけれども、どのように水産庁としては考へれるのか。現状維持以上にはもう汚染をしないように施策をしていこうとするのか、復旧をしなければならない、こう考へておるのか、その点はどうぞございましょうか。

○政府委員(太田康二君) 私どもは、やはり沿岸におきましては、都市下水とか工場排水による被害といふものは、つとに最も被害を受けておった立場でございますので、公害問題は早くから取り組んでおつたのでござりますが、最近ようやく公害に関する諸立法も整備をされてまいつたわけでござります。そこで私どもといたしましては、現状以上に公害の発生が進行しないように、現在の水質汚濁防止法とか、あるいは海洋汚染防止法、これらの公害関係の諸法の厳正な運用によって工場排水や廃棄物の規制あるいは水質汚濁状況の監視、測定等について万全を期するということが一義的に必要であろうと思っております。特に都道府県等では、上乗せ基準等も定めることができるのでござりますので、これらの指導に相つとめておるという次第でございます。

それから、第二のお尋ねの点の、公害によつて生産力の低下した漁場といふものもあるわけでござりますから、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、原因者のさだかでないものにつきましては、しゆんせつ、あるいは導水、寄土、これらの水産土木事業もすでに一部実施をいたしておりますので、これによりまして漁場機能の回復をはかるということを基本にこの問題に取り組んでおるということをございます。

○村田秀三君 まあ方向としてはわかりますが、では具体的に、つまりA、B、C海区に分けて、そちらで環境庁が定めた環境基準を守るためには、この海区はどのような措置をしなくてはなら

い、あるいは定められた基準になつておらぬ
一つまり、それよりもっと汚染が進行して
おる、こういう海域といふものもあるうかと思う
んですね。その場合に、それを復旧するという具體
的な措置と、いうものが——確かに松川浦でしゅん
せつをするとか、部分的にはこれは承知をしてお
るわけあります。そうではなくて、東京湾あ
るいは大阪灣、瀬戸内海、駿河湾であるとか、こ
ういうあいに見て、私は小部分のことを申し上
げておるのじゃなくて、もう少し大きなといいま
すが、大じかけなどといいますか、こまかい具体的
な計画とか、そらしてそれを実行するといふよう
な施策といふものをいま水産厅として持つておる
のかどうか、こういうことが知りたいわけです。
○政府委員(太田康二君) 率直に申し上げまし
て、個々の漁場につきましてここがどうであるか
というような実態につきまして、私のほうも一々
承知しておるわけではございません。したがいま
して、私たちの態度といたしましては、先生のおつ
しやるよう、国全体をあげて大々的にこの問題
に取り組まなければならぬわけでございますけれ
ど、実際にはそういう態勢になつてない。結
局県側の要望がございまして、個々について漁場
の回復事業をやりたいというものに対しても助成を
いたしておりますというのが実態でございます。
しかし、今回、環境庁が主催をされまして、瀬
戸内海についての汚染の実態調査に一年四回や
るということ、先般第一回の調査を実施された
わけでござりますけれど、これらにつきましては、
私どもの試験研究機関を動員して協力をいたして
おるのでございまして、確かに取り組む姿勢が從
来不十分であつたというようなことをございまし
て、全体的にどういうふうに復旧するかという全
体計画を持ち合わせないのは、まことに残念でど
ざいますが、さらに私どもいたしましては、い
ま用意されておりますところの予算等の拡充をは
かりまして、各県の要望にできるだけこたえて漁
場の復旧ができるよう進めてまいりたい、かよ
うに存じております。

○村田秀三君 答弁としてはわかるんですよ。だから、そのことについて、とやこう言うつもりはないんですねがね。これは的確な資料というものがないし、私も現場に行って見てきておるだけじゃございません。全部新聞情報であるとか、だれかが書いた資料をもとにして言っておるものですかね。それだけ力が弱いと思うのですが、しかし、概念的にはわかるんですね。それからあと、この沿岸漁業振興法あるいは水産資源保護法、漁業に関する基本的な法律といふものとの部分を見て、つまり漁場の整備開発、しかも魚類が増殖をする条件あるいは成育する条件、これを維持するんだ、確保するんだ、こういうことが全部書かれているわけですね。書かれておるんだけれども、年ごとに東京湾にしろ――東京湾であれば私も見て知っておりますね、それから、小名浜であってもそのとおり。年ごとにその汚染の度合い、荒廃の度合い、いろいろのが進行しておる。進行しておるものだから、何かこれは水産庁として姿勢に欠けるものがあるんじゃないのか、こう実は懸念をするわけですね。たとえば、今回出されておりますところの中小漁業の振興法を見ましても、これはずつと遠くの話であります。沿岸のことと去年制定をされたところの海洋水産資源開発促進法には、これは書かれておる。これは沿岸のことは手がついてないのではないかという感じがしないでもない。あまりにも話がでかくて手がつけられないのだ。まあ汚染をされた、これは日本の高度成長の上では多少やむを得まい、それじゃひとつ魚のいるところへ行つてとろいぢやないか。汚染されたところには魚は住んでいない。しかし、住んでいないけれども、その魚は汚染されていない地域に移動しているのだから、移動しているところ意味で私は質問をしておるわけですが、ほんとうにいま長官がおっしゃられたように、つまり農業では、農業地域振興法というものがこれはで

きておりますよな。これは漁場なんだ。漁場はこれは確保をしなくちゃならぬという強い姿勢があるのかないのか。私はこまかい資料——じゃ水産資源保護法でまあひとつ五十五カ所ばかりの指定きりしてないと。これはまあ日本列島めぐつてみて、そんなものかというふうな疑問も実は持つ。それじやその水産資源保護法で、つまり省令で保護基準を定めると、こういうことが言われておらない。こういうようなことを見たりするものだから、はて、この重大だ重大だ、重要であるという沿岸漁業に対し水産庁は後退しているのじゃないか。これは日本の農業と同じで、これはまあ日本の船がインド洋までも大西洋までも行ってとつてくる。これは日本がとるのだからいいじゃないかといえばそれまでかもしませんけれども、つまり自分の周辺にある、これはきわめて重要な資源、これを放棄して、極論すればよ、放棄して、つまりよそへ出ていこう出ていこうとする。そのため結局船のトン数も大型化しなくちやならぬし、一トン当たりの漁獲生産高といふものも、これは年々減少する。まあ私が見ました資料によりまするといふと、こゝ十年くらいの間に一トン当たり、五・何トンですか、それが現在は三トン程度に落ちてしまつて。こういうような問題がやっぱり関係してくる。それは今度はいわゆるコスト高になつてくるから、魚価にも影響してくる。沿岸の魚種はこれまた、いわゆる価格の関係を見る限りにおいては、これは沿岸の、しかも多獲性魚種のほうがむしろ高騰しておる、こういう相関関係があるんじやないか、こう思うのですね。でありますから、もう少しこの沿岸を大事にするという、そういう意味で水産の立場からむしろ環境庁であるとか、あるいは厚生省、通産省といふ関係もさぞざまとあるでしょうけれども、押し込んでいくところといふ、そういう強い姿勢というものがどうも見受けられない。まあ答弁としては、それなりに整つておるけれども、しかし、

気迫や、あるいはは出てくる政策を見た限りにおいて、そういう感じが受けられるか受けられないかと、いうと、殘念ながら私はいまだもって強い姿勢というものを受けるわけにはいかない。こう実は田畠からひときいろいろな関係の資料をもらつておらないといふと、その資料もとつておらないということになりますから、これからひとついろいろな関係の資料を作成をされておらない、という話を聞きました。どうもやはり、まだまだ、何といいますか、その姿勢について、つまづけば昨年できました法律の海洋資源開発促進法に基づく基本計画をいたしました。つまりいろいろな資料がほしいのだけれども、どう思いますが、それが再確認するときに、つまづけば昨年できました法律の海洋資源開発促進法に基づく基本計画をいたしました。いかがですか。姿勢について欠くるものがあると、こう感ずるわけですが、ございまして、もつと積極的にひとつ計画を立て、予算も確保し、そして事業もどんどん実施していくと、そういうやはり姿勢といふものを持つておきたいと思うんです。いかがですか。

○政府委員(太田康二君) 沿岸漁業の振興につきましては、私どもも、沿岸漁業が多数の零細な漁業者の従事している漁業でもございますし、そぞろで供給される魚類が国民の需要に適する中高級魚類が多くなるわけでございますので、沿岸漁業の育成ということには力をいたしてることは、御承知のとおりでございます。このための法制といたしまして、いま御指摘の水産資源開発促進法という法律をつくりまして、沿岸におきましては、漁業の振興ということを打ち出したのでござります。そこで、公害との関係で、取り組む姿勢が非常に不十分ではないかというおしゃかりを受けたわけでござりますけれども、まあ公害問題がようやく世間の注目を浴びるようになりますと、法制的な整備も、ようやくおとし整備をいたしたといふような状況でございまして、私どもだけの力だけでは、これは何ともならないわけでございまして、県等の上乗せ基準が乗せられることになつておりますので、県とともにタイアップいたしまして、先ほど申し上げましたように公害立法の厳さ

正解: A. おはようございます。B. おはようございます。C. おはようございます。

な運用によ
く、というこ
いだろ」と
と、私ども
を推進する
で、魚介類
のにつきま
る。これに
一万トンの
出したわけ
局絵にかい
るわけでご
々々すると
は別途の法
な制度も設
んでございま
るものであろ
れにいたし
まいりたい
で取り組ん
いますので
まだ不十分
か。——見
がおらぬと
ちよつとい
題に入りた
で、まず
と消費地の
うふうにな
と思います
〇政府委員
価格の推移
〇といたし
これは昭和
五年・三月と

りまして、
とをます
思つており
が、せつか
ることが適
しての魚類
積極的に
増産をはか
でございま
たもちにな
ざいます。
直ちにいま
けておりま
うわけに
律の嚴正な
うといふを
ましても、
でも、皆様
であるとい
取り組み
私どもも
すので、そ
かよろしく
それじよ
えてません
困る。――

（アーティスト名）の音楽を聴くことで、心地よい気分になれる曲

ら水産物の消費者価格指數の推移でござりますが、昭和四十年を一〇〇いたしまして、水産物総合では昭和四十五年が一五七・四、そのうち生鮮魚介が一七七・一、沿岸魚介が一三八・四、こういうことに相なつております。

○辻一彦君 漁業白書を見ても、魚価の下方硬直性ということが指摘をされております。で、それがどういう理由で下方硬直性が起つておるか、これについての考え方をまず伺いたいと思います。

おきまして、水産物価格についての下方硬直性というのを申し上げておるのでござりますが、これは特に消費者価格において下方硬直性ということが顕著にあらわれておるのでございます。これはやはり基本的には旺盛な需要に対しまして供給が十分対応できないということに基いたと考えておりますが、さらにやはり生産面におきましても、流通面におきましても、人件費等のコストアップの要因がございまして、これを合理化、近代化によりまして十分吸收できない。そこで一たん値上がりしました価格を維持して販売が続けられる、しかも、これについては根強い需要がついてくるというようなことで、まあ想価が下がりませんで、でも消費者価格がなかなか下がらない、こういうことをもらまして下方硬直性ということを申し上げておるのでござります。

〔委員長退席、理事亀井善彰君着席〕

○辻一彦君 まあ、その学問的な解釈はよくわかつたんですがね。そこで、この大手の商社が凍凍技術の向上によって、まあ大きく船ごとマグロ等を買い入れて、そうして業者の人為的な介入、まあ大手商社の介入によって管理価格が形成されるんでないかという、こういう問題がいま指摘を回つて远洋漁業のマグロの実態を見ると、市場にそのまま着かず、漁をやつて帰つてくる途中で無線で連絡をして、あるいは事前に話し合いをして、船ごと大手商社がマグロを買い入れていると

い。こういう実態がある。そなすると、私はコールドチャーンという、そういう保存技術が向上したということは、たいへんけつこうであるけれども、市場機構を通さずに直接そこへ船ごと入って、これが管理価格形成の有力な原因になつておるんじやないかと、こういう懸念があるんです。が、その辺についての長官の見解を伺いたい。

○政府委員(太田康二君) いまお尋ねのマグロの一般買い取引という形態でございますが、これは四十五年ころから始まつておりまして、四十六年一度後半から増加傾向を示しつつあるわけでござります。で、発生史的に見ますと、この取引の形態は、主として生産者側の要望によりまして始まつたものであるといふに理解をいたしておりますが、その原因是、マグロ等につきましては、最近資源の問題もございまし、国際規制の問題もございます。さらに、釣獲率の低下等によりまして航海が非常に長期化する、長いものは十一ヵ月ぐらい操業しておるというような実態もあるわけでございまして、水揚げ回数がしたがつて減少する。そこで生産コストを下回らない安定した価格に対する要望というものが、生産者サイドで確まっておるわけでございまして、また水揚げ期間の短縮による船員の労働条件の改善が必要であつたというようなことに基因するものといふに理解をいたしております。

そこで、現在の実態を申し上げますと、マグロ類の取引数量の多い市場について見ますと、焼津とか三崎については、市場内で仲買い人が共同で一船取引をいたしておる。それから、清水では、市場外で商社が一船買い取引を行なつておるという実態にあるわけでございます。そこで、これにやはり一船買い取りでございますから相当の努力を要するということで、今後この取引形態が大幅に増加するということは困難であろうといふに考えておりますが、増加傾向にあるといふことは、先ほど申し上げたとおりでござります。

そこで、問題になります買い取り価格でございますが、一概には断定できないのでござりますが、

が、ただいま先生の御指摘のとおり、漁船からの通報によりまして漁場位置あるいは魚種別の漁獲組成等の報告に基づきまして、需要を勘案して事前に入札する方法をとっているため、一般的に価格の乱高下が少ないというメリットがあるわけでございます。しかし、取引の大型化、省力化等によるコスト低減からマグロ類の価格の安定に資するという面があることも事実でございます。ただ、消費者価格への影響ということになりますと、実態を十分正確に把握することが困難であります。が、取引の形態といふものは、いま申し上げましたように、価格の安定というのと目ざしておるのでございまして、価格の安定あるいは荷役の合理化といふようなメリットがある反面におきまして、資力の乏しいところの仲買い人等では、やはり買い受けの場合に不利となるいろいろな問題もあるらうかと思うのでございます。全体としてどういった評価をしたらよろしいかという問題もありますが、一概に評価を行なうことは困難なあります。が、私どもいたしまして、地域、地域の実情に応じた適切な対応策がとられますようよろしくお願いいたします。今後十分この点につきましては指導をいたしまりたい、かように存じております。

○辻一彦君 まあ価格安定に役立つていてるといふことで御見解のように、いま私、聞いたわけですか。

そこで、片方では中央卸売り市場法を制定して、生鮮食料品、生鮮魚介の価格安定のために中央市場をみなつくつてやっている。片方では、その市場を経由せずに大手商社がマグロを船ごと賣り取ってしまう。それで冷蔵庫におさめて、自分たちは自分で価格を操作するような条件を持つ。これは私は政策的に考えた場合に、かなり背反した事実ではないかと思うけれども、こういう方向を確立する格の安定という面でとらえていいのか、あるいは農林省がやっているように、魚価の安定といふことか、そこらひとつ長官と、まあ大臣見えておりませんので、次官にも伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 商社の一船取引の場合
は、御承知のとおり、冷凍マグロでございまして、
て、これは原則として輸出用でございまして、冷
凍マグロはアメリカのパッカーの原料として輸出
をいたしておりますので、そいつた形態のもの
であるというふうに理解をいたしております。
で、これは主としてビンチョウマグロでございま
して、あまり国内に市場がなくて、もっぱら外国
に輸出をいたしておりますというような形態でござい
ますので、まあ市場取引が原則でございますが、
輸出の場合、こういった形態が出てまいるとい
うこともある程度やむを得ないのでないかとい
ふうに理解をいたしております。

○辻一彦君 まあ長官にいま伺いましたので
それで私も、輸出のためにカツオなんかの価格だ
とか、輸出のためにそれが船で、いろいろな点か
ら、まあ水銀ですか、いろいろむずかしい問題が
ありますからね。だから、まとめていくとい
う場合は、それはそういうような理由があると思うの
ですよ。しかし、懸念されることは、これがだん
だん漸増の傾向にふえていくとすれば、国内市場
にやっぱりこれが介入をしていくとなれば、非常
に中央卸売り市場なんかの意図と違った方向にい
くんじゃないかな、そういう点の方向にいかないと
いうような歯どめというか、指導措置を農林省
して、水産庁としてとれるのがどうか、その点を
伺いたい。

○政府委員(太田康二君) まあ市場取引が原則で
ございますが、冷凍もの等につきましては、市場
の取引もせり取引ではなしに相対取引が行なわわ
る。しかも水産の場合には、通常産地市場を経由
してさらに中央の消費地の卸売り市場に出荷さむ
るものが多いわけでござりますけれども、この二
度ぜりが魚価が高い原因であるというようなこと
もいわれるわけでござりますが、冷凍品等の場
には、むしろ産地市場を経由しないで直接中央卸
売り市場に出荷される場合も非常に多いわけでござ
ります。それは一般的な形態でございまして、
マグロのいま申し上げた例の場合には、商社が

船貿いをするというような場合には、先ほど申上げましたよつた、やはり輸出用の冷凍マグロといたことで行なわれておるという特殊な事情もあるわけござりますので、これを全部市場を通じた取引にしろと言いましても、その辺はにわかにそういう形に持つていいくことが困難な面あるわけござりますので、さらに先ほど申し上げましたように、地域、地域の実態をもうちょっと私ども掌握いたしまして、十分適切な対応策がとられるように指導をいたしてまいりたい、かように存じております。

して、そろそろ何とかなんなんどうでいくと、内に回る中に、この一船買ひのマクロが介入していくようになると、価格の安定においても問題があるから、そういう方向には少なくとも歯どめをかけてきらつと指導すべきである、こういうことを申し上げているんです。その点はいいんですね。

○政府委員(太田康三君) 当然お説のよな場合には、私どもはやはり中央卸売り市場法を制定いたしまして、原則としての取引は、卸売り市場を通じての取引ということを奨励をいたしているわけでござりますから、そういうた指導につとめたいと思います。

○辻一彦君 商社の問題が出たので、関連がありますので一、二伺いたいんですが、これは確定する具体的的な立証を持つて聞く内容ではないんですねが、しかし、いろんなところで、耳に入るのは、国内においては、この遠洋漁業等に出る大型の船は、当然これは農林大臣の認可が必要ると。だから、そよふすることはできない。しかし、日本の大手商社が外国のある船会社等に資本を出して、そういうそな船会社が日本の中古のマグロ船を買い集めて、これを外国、たとえば韓国に貸して、そこに韓国の船員を乗せてマグロをとつて歩く。そのマグロはやはり日本の市場に水揚げされる、と、そのまま資本につながりのありそうな大手商社の冷凍庫にそのまま入ってしまうと、こういう

事実は、前半のほうは具体的な確証はないけれども、揚がったマグロはどこへ行っているかということはわかつてゐるだけれども、こういふことがもし行なわれるとすれば、国内で船の建造や船を販賣することについて制限許可制をとつておつても、全く私はしり抜けになる懸念があると思う。その辺についての何か水産厅は何か具体的な把握をされていないかどうか、その点はどうですか。

手を通して買っているというそういうことが、どうも具体的にあります。だといふ問題を何ヵ所かで、私、聞くのですが、そういうことは把握はされていないのかどうか、その点だけ。

○政府委員(太田康二君) まあ私どもが考え方から、ますケースとして、直接外国に輸出されて操業しているもののほかに、外国籍で外国人が乗船して操業しているケースとして次のよろんな形態のものがあるといふふうに聞いております。それは日本、の商社等が日本の中古船を外国の法人に輸出して、さらにその漁船を第三国に延べ払い輸出して、第三国人を乗せて操業している形態、それから日本、の商社等が日本の中古漁船を外国の法人に輸出いたしますと、同漁船を第三国人に貸す、して、第三国人を乗せて操業していると、こういつた形態があるようござります。いずれにいたしましても、まあ、これは漁船の代船建造とか、らまして、そのうらはらとして漁船の輸出といふような問題が出てくるわけでございまして、確かによく、中古マグロ漁船の輸出といふものが昭和四十年度だけに見ましても、相当な数にのぼっておりました。これは一つには、先ほど申し上げましたように、まだ耐用年数のこないものを、代船建造といふよくな形で中古船に落とすといふようなことがあります。あるわけございまますから、やはりこうつわ点につきましては業界の自歎と申しますか、をかりまして、そりいしたことでの起るトラブルといふものを避けてまいる指導をしてまいりたい。これは業界自身の問題でもあるわけござりますので、その面の指導はこれから強化してまいりたい、かよう存じております。

○辻一彦君 念のために、その昭和四十六年から相当数輸出されているという、相当数とは數は二体幾らか。

○政府委員(太田康二君) 私どもの調査によりますと、全部で百十九隻、韓国が四十五、パナマが二十五、フィリピンが二十五、沖縄十六、ミクロネシア五、インドネシア三、こういうことに相なつております。

○社一参考まあペナマにそういう例があるといふことを私、何ヵ所かで聞きましたから、「へんひとつそういうことがないか調査してください。これはこういう形で、いま長官の発言のようになつたので造船造ですね。まだ古くならないのに早く落として輸出をすると、こういうようにしてこの法の裏をくぐつてこういうことをやるとすれば、私は非常にこれから問題になるのじゃないか、そういうふうに考えますが、この点はひとつよくやつていただきたいと思うのです。

そこで、もう一つ、商社の問題ですが、沖縄にまあ、こういう例がありませんが、いま、新聞にもよく出ておりますが、復帰前に沖縄においては土地を買うことは、農地法がないわけですからどうも、しかし、屋島琉球当時の主席の判がなければ沖縄の農地は移動ができない。そこで、内地の觀光資本や施設資本、大手資本が観光地等を数百町歩まとめて買うために、身がわりを立てて土地を買っておったというケースがある。これは私は去年の十月五日の本農林委員会のほうで指摘をして、十二月二十五日の沖縄と農水の連合審査においても指摘をした問題なんです。現在非常に新聞等を見ると、社説等にも取り上げられるほどこの問題が大きくなつておる。これと私は同じようなやり方で、現地において漁船を何かの形で集めて、本土の資本が、復帰前に。そうしてその権利を確保して復帰すれば、それはもうみなしの認可というか許可になる。それを日當にしてかなり漁船を確保しているということを聞いたのですが、そういう実態について水産庁つかんでおられるかどうか伺いたい。

○政府委員(太田康二君) マグロ漁業につきましては、沖縄の主要な漁船漁業でござりますので、私どもは復帰前に現在許可になつておる隻数以上ふやさないということと、沖縄当局とも話し合いをしまして、いまおっしゃいましたように、みな許可で本土の相当な漁業とみなすということとで、近海カツオ、マグロそれぞれ、遠洋カツオ、マグロ漁業の許可の隻数といふものを一定の隻数

の中に押えたつもりでござります。御承知のとおり、マグロにつきましては、すでにまあ先ほど申し上げておりますように、隻数を増加するといふような実態になくて、カツオへの転換といふことを進めているような事態でございますので、業界自体も、その点につきましては、そういうことをやってお互いに足を引つ張ることはやめようということで、本土の業者の間でそういう話し合いかが行なわれておるということを承知をいたしております。もちろん、それをくぐつていま申し上げたような例があるかもわかりませんけれども、まだ私はその実態は十分掌握いたしておりません。

それから、本土で、たとえばトロール漁業等につきましても、やはり隻数を制限しておるということ、これまた沖縄における隻数の打ち合わせをしておる、一定のワク内におさめたのでござります。

これにつきまして、ある程度本土の有力会社の資本が入っておるというようなことも聞いておりますが、隻数につきましては、私のほうは厳重に、復帰時にかってに、何と申しますか、ふやすといふようなこととのないよう、当初私どもと打ち合わせた線でおさめておるということでござります。

○辻一彦君 大臣も見えましたので、私、資源の問題と公害問題に入りたいんですが、その前に海上保安庁に、午前中、鹿島に入る船、大型船についていろいろ海上保安庁からの規制の問題について答弁をいただくことになつておったのが、そのままになつておりますので、おられたら、ちょっと先に御答弁いただきます。

○説明員(貞広豊君) お答えいたします。鹿島に臨海工業立地ができまして、それに出入りする船があふえてきたというふうなことから、一昨年、まあ氣象も霧が多くつたのでございますが、霧による衝突がかなり出まして、関係漁民からいろいろ御意見がございましたので、直ちに巡視船を置きました。二日間でござりますけれども、銚子の大吠沖に船を置きましたして事故状況を調査いたしました。二日間の調査でございますが、平均して百

五十隻ぐらい通航しているというふうなこと、それがからそれを契機いたしまして、県の漁連、それから地元漁業組合、それと私どもの現場の跳子、那珂湊、鹿島、この保安部署でもって調査結果並びに漁民の要望等を十分加味しまして、これが対策を立てて今日に至っております。

それで霧等のときには、航行船舶は肉眼で見張ることができませんので、レーダーによって相手船を知るわけございます。漁船は木船で、しかも小型のものはレーダーに写りにくいということから、漁船側においてはレーダー・デフレクターができるだけ装備する。これはドラムかん――かんかんのやうなものでもいいんでございますが、

そういうやうなものをできるだけ装備する。それから一方、航行船舶に対しましては、鹿島におけるこれら入港船舶の船主並びに扱い店等、荷主も含めまして、これらで組織させまして、この団体を通じて、いはまた入港する直接船長に対してもパンフレットをつくりまして、海難の防止に業者みずからが実施するように指導いたしております。

そのパンフレットと申しますのは、季節的に、地域的にどういう状態で操業を行なわれておるか、そういうことをよく図面に書きまして、通常船舶は十分見張りをするとともに、衝突を起こさないように十分注意するように指導いたしております。

この場合に、大型船も含めまして、一般船舶に対する規制はどうかということにつきましては、午前中も水産庁のほうからお話をございましたように十分注意するように指導いたしておられます。

○政府委員(太田康二君) やはり漁業の安定的な経営を確保するというような意味におきましては、資源問題というのはたいへん重要な問題ではあります。そこで、国際間で先ほど申し上げましたように十五の条約にも加盟し、民間でも四つの協定を締結して資源保護を考えながら漁獲を統けておると、御承知のとおりでございます。

なお、私どもいたしましても、長期の観点からいしまして、従来の取る漁業からつくる漁業へといふことを、御理解しておられる方には、昭和四十六年度は日本海の調査に着手し、さらに昭和四十七年以來瀬戸内海を中心と栽培漁業といふものを進めてまいつたのでござりますが、昭和四十六年度は日本海の調査に着手したことになつております。要するに海上衝突防止法で規制をしておる、そのような状態でござります。

○辻一彦君 鹿島は大臣のところでもありますから、さつき私、ちょっと地図をさがしてわからなかつたのですが、

〔地図を示す〕

○辻一彦君 それで、私、具体的な問題に次に入ります。日本海でいまちょうど最盛期であるイカ資源の問題。午前中長官の答弁がありましたが、過剰投資というのではなくて、非常に集中をしておる。これは許可制でない点に非常に違つたところを、石川の沖とか、福井の沖にこのイカ漁船が全國的に非常に集中をしておる。これは許可制でない点に、自由だから兼業というような形でどんどん

イカ漁船があえておるわけですね。そういう点で、私は、一つは、このイカ漁船に非常に過剰投資が見られるということ、それからもう一つは、こういう形でどんどん取つていつたら、資源が枯渉しないかといふ心配を持つわけです。たとえば過剰投資というのは、イカは光を好むのか、おそれのか、まあどちらか私も詳しいことはわかりませんけれども、とにかく明るい電球をつけたイカを集めます。規制では大体十キロワットといふようになつておるのですが、これが事実はもう毎年電球の大きさと発電機がどんどん大きくなつて現在百キロから二百キロのような発電機をどんどん積んでいます。たとえば

ここにイカの漁船がありますが、これなんかもそろ大きくなり船ですが、三千五百ワット電球を五十個だから十七万五千ワットですか、かなりな光力を積んでいます。話を聞いてみると、みんなが電球を毎年大きくするので、自分も大きくななくちゃだめだといふことで、年々船に積む発電機の量が大きくなる、電球が大きくなる。だから、この電球の下では暑くて汗が流れるようなところで操業をしなければならぬといふよろしくいう形でやつておりますが、私は、一つはこういう形に

なるとせつから水揚げが多くても実態は赤字といふことがかなり出ている。それで漁民の方はやめたいんだけれども、みんながやるの自分で自分だけやめたらイカが得られないからやらないを得ない

といふ状況ですが、何か合理的な方法によつてこういう過剰投資を押さえていくようなこと

はできないのか、これは單に漁民がいかないといふことじやなしに、やはりまだ投資を押さえることによってかえってプラスになるわけですか。そういうことができないかということと、もう一つはそういう日本じゅうから集中してイカをとるという、こういうやり方の中でイカ資源の将来といふものをどういうように考えておられるのか、その二点をひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) 順序が逆になりますが、まずイカ資源の問題でございます。イカの需要がたいへん旺盛であるということで、イカの漁獲が非常に活発化しておることは御指摘のとおりでございます。最近五ヵ年間の漁獲量の推移を見た場合には、三十万トン台から六十万トン台という幅の中で変動を示しておるのございまして、資源的に見ますと、一漁労休当たりの漁獲量も落ちておるということございまして、イカは一年生といわれておりますが、安定した資源とは言ひがたい。本年度の白書におきましても、漁獲努力量の急激な増加については十分注意する必要があるといふ資源の評価をいたしております。そこで、私どもいたしましては、やはり禁止区域あるいは禁止期間等を設けまして資源維持をはかりつつ適切な練業を行なうよう指導をいたしておりますが、今後もそういったことで大型船と小型船との調整というような問題をはかりながらイカ漁業の安定をはかつてしまりたいと思っております。

それから、集魚灯の問題でございますが、一部は規則できめておるものがござりますけれども、大部分は県の海区漁業調整委員会の指示に基づいておられます。そこで、この取り扱いにつきましては、御指摘のような問題があることは、われわれも問題意識として持っておりますので、下関係者間で研究をいたしておりますところでございます。その結論を待ちまして、業界等の意向も十分くみながら適切な措置を講じたいということ

で、いま検討いたしておる段階でございますので、いましばらく時間を拝借いたしたいと思いましてあります。

○辻一彦君 イカ資源について十分検討をする必要があります。一年生というようなことで見込みがないとか、あるいはもう少しで見込みがないとか、あるいは開発するような、いわゆる漁業からつくる漁業へと、こういう方針があるのかどうか、その点どうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 残念ながら私どものいまま栽培漁業で実施いたしております問題からいいますと、すでに瀬戸内海で実現を見ましたクルマエビあるいはタイ、さらには日本海で現在実施いたしておりますマダイ、ヒラメあるいはメバル、こういったものに比べますと、イカの場合には、ちょっと今まで実は養殖の事業の解明ができるおりませんので、積極的に先ほど申し上げましたとる漁業からつくる漁業への展開といふような形で、スルメイカを取り上げておるといふような実態にはないわけでございます。

○辻一彦君 これは大事な資源だと思しますから十分研究してもらいたいと思うんです。

○政府委員(太田康二君) 先ほども御質問申し上げましたように、日本海の沿岸海域につきましては昭和四十六年度から沿岸漁業振興のための栽培漁業の展開を目指といたしまして、主要水産資源の分布生態を明らかにいたしまして、種苗の放流によりますところの生産増の可能性あるいは適性放流種、それから放流海域、これを明確するための基礎資料を得るために、私どもの日本海区水産研究所が中心になりました、この指導のもとにプロジェクトチームをつくりまして各府県の水産試験場が調査を行なつてきておるのござります。

そこで、四十六年度におきましては、共通の魚種とりたしましてマダイとヒラメの調査を重点として放育段階別の分布生態の解明に当たったのでございまして、卵それから仔魚期、幼稚魚別に分佈、成長、食生、移動生態等の新しい知見を得ておるのでございます。しかしながら、資料数がまだ十分とは言えませんので、今年度、四十七年度はさらに引き続き標識放流に重点を置いての標識放流調査等を強化いたしまして、漁場資然環境の解明をかりまして、栽培漁業に適したところの魚種並びに培養方式、これについての説明を現

たうんですけれども、あれだけ光景なくていいんじゃないか、その点でひとつ十分にこれではあります。

○辻一彦君 次に、私、遠洋漁業資源の問題について、これはひとつ大臣にお伺いをいたしたいと

いりたい、かよくな段階でございます。そこで、先ほども出ておりましたが、資源確保、いわゆる漁業からつくる漁業へと、こういう方針でいま瀬戸内海における漁業栽培センターのす

でにまあ出発があるわけですが、最近日本海あるいは太平洋岸にさらに調査をして進めたいと、こ

ういうことです。まあ遠洋漁業の場合、沿岸諸国あるいは太洋側のたとえば若狭湾あたりから石川等にかけて、この漁場あるいは湾内等は稚魚生産地にかなり向くと、いうことを県の水産試験場等では言つておるんですが、そういう点から関連して漁業栽培センターの調査によつてどのぐらいの有効な場所であるかどうか、そこ

らのことがわかれればひとつ知させていただきたい。

○政府委員(太田康二君) 先ほども御質問申し上げましたように、日本海の沿岸海域につきましては昭和四十六年度から沿岸漁業振興のための栽培漁業の展開を目指といたしまして、主要水産資源の分布生態を明らかにいたしまして、種苗の放流によりますところの生産増の可能性あるいは適性放流種、それから放流海域、これを明確するための基礎資料を得るために、私どもの日本海区水産研究所が中心になりました、この指導のもとにプロジェクトチームをつくりまして各府県の水産試験場が調査を行なつてきておるのござります。

そこで、四十六年度におきましては、共通の魚種とりたしましてマダイとヒラメの調査を重点として放育段階別の分布生態の解明に当たったのでございまして、卵それから仔魚期、幼稚魚別に分佈、成長、食生、移動生態等の新しい知見を得ておるのでございます。しかしながら、資料数がまだ十分とは言えませんので、今年度、四十七年度はさらに引き続き標識放流に重点を置いての標

的援助もし支援をしなくちゃならない、こういう談話も出ておつたのであります。こういう

正エビの共同資源確保の構想といふものが出で、中国と日本との間で漁業間ににおいて協力をしながら資源を開拓をしていく、そういう構想についていま水産庁のほうで積極的にお考えあれば伺いたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) 中國との間で大正エビの共同養殖をしたいということで話を持つてしかけたんですが、いまこれに対して返事がないんです。いまのお話しのように何としてもいいものを分けるわけにはいきませんから、サケ・マス・エビでも。だから、漁業もとる漁業からつくる漁業になつてきた状態、国際的に考えましても、資源

〔理事鶴井善彰君退席、委員長着席〕

昔はガス灯でもバッテリーの電気でも十分集まつ

の分け前になりますから、共同で養殖するという必要性がだんだんふえてくると思います。そこで、民間漁業協定の日本側当事者である日中漁業協議会から昭和四十五年六月の同協定改定交渉の際、口頭で話したんですが、中国側に大正エビの共同養殖をしようじゃないかという話ををして、技術者数名を大正エビの産卵期に中国へ派遣して共同で稚魚の養成、それから放流、こうしたことの相談をいたしました。いまのところまだ向こうでそれについての適当な返事はまだないわけであります。が、機会あるたびにこういうものは進めていきたい、こう思つております。

○辻一彦君 私は、そういう問題はひとつ積極的にこれから水産庁としても農林省としてもぜひ努力を願いたいと思うのです。

そこで、日ソの協定の中、これは日ソ両国で

サケ・マスの資源維持、確保のために本格的な共

同協力をやる、こういう問題がうたわれております

したが、この交渉の経過についてまずお伺いをい

たしたい。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは十数年前から話

をしていましたが、なかなかソ連側で乗り気にならなかつたんです。で、昨年、ことしの漁業交

渉をいつものように長引いたり何かしちゃ困るの

で、水産府長官も一緒にソ連に行きましたとき

に、共同で増殖しようじゃないかという話をして

おきましたところ、ことしの漁業交渉を行きましたときに、向こうから人工増殖の実施をしよう

じゃないかと非常に積極的になつてきました。そ

して日ソ両国の専門家の間でサケ・マス人工増殖

問題が話し合われたわけであります。それで実験

施設を設けようじゃないかとカムチャツカです

か、ソ連の極東地方に建設、運営して人工化、

放流技術等の実験研究を推進するということに話

ができました。これが両国の共同の利益

でもあるし、そしてまた北洋のサケ・マスという

のは、日本にとって大きな資源でございます

から、資源をふやさないことは、あるいは維持

していかないことには、資源の分配問題ですか

ら、日ソ漁業の交渉も。ますいから、これは非常に

に私たちのほうでも乗り気ですし、ソ連も乗り気

になりましたから、これはぜひ進めたいくらいま

す。近く六月一日にイシコフ大臣も日本へ来ると

いうことですから、この問題をおおコンクリート

に進めていきたい。それからまた、来た場合に、

イシコフ漁業大臣にも増殖の状況などをひとつ観

察、見学するように日程などもつくって、たとえ

ば九州鹿児島のほうで増殖しているところなんか

を見せる、こういうことも計画して、この問題を

前向きといふか、ずっと早く進めていきたい、こ

う思います。

○辻一彦君 長い努力によってそこまで進んでき

たのは非常にけつこうだと思いますし、六月にイ

シコフ漁業相の来日の機会に、その話をさらに具

体的に大臣の手によつて進めてもらつようにお願

いしたいと思います。

それから、開発途上国との協力なんですが、い

ままで入漁料を払うとかあるいは大手商社が合弁

会社をつくるとか、こういう形が多かつたわけで

すが、これだけでは十分ではなくて、どうしても

国が積極的にもつとひもつきでない経済的な援助

であるとかいろいろな方法によつて、資源の共同

での開発、協力をやつていく、こういうことが

私が、非常に大事だと思うのですが、もつとこの開

発途上国に対して漁業資源の開発等に積極的に政

府は出るべきではないかと思いますが、この点、

大臣いかがですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 確かに入漁料というよ

うな問題、領海とかそういうところでどる場合

に、そういう問題が起きるのでござりますけれど

も、先ほど申し上げましたように何としても資源

の開発が基本でござります。でございまするが、

援助などにおきましても、これがひもつきでない

ような援助、全体的にもそらなんですが、そういう

う方針で国の援助を進めるということになつてお

りますが、漁業などにおきましてもひもつきとい

うことではなくて、援助などの面におきましても、資

源の開発というところに力を入れていきたい、こ

う思つています。

○辻一彦君 いろいろ私、話を聞きますと、韓国

や台湾等は日本の大手商社が自由に動かせるよう

な漁業関係かなりあると、そういう形で私は進出

してもいい結果生まれないと思うので、いまの大臣

答弁のよう開発途上国について特に十分な手配

をする必要があろうと思います。

そこで、国内資源にまた歸るわけであります

が、二、三お伺いしたいのは、結局国内資源の分

配の問題なんですが、漁業区といふか、海における

漁業権の線の引き方はどんな原則で引いている

のか、各県ごとに漁業権があるわけですが、その

線の引き方はどういう原則に基づいて引いている

のか、これを長官から伺いたい。

○政府委員(太田康二君) 漁業権の設定にあたり

ましては、私どもいたしまして從来から基本方

針を定めまして、この方針のもとに各県知事に漁

業権の設定を指導いたしてまいつたのでございま

すが、具体的な問題といたしましては、特に隣接

県との調整という問題が出るわけございまし

て、やはり海面の高度利用というような観点か

ら、それぞれの県間におきましては、もちろんの

ことでございますが、それぞれの海区漁業調整委

員会があるわけござりますので、そこで十分話

し合いを行ないまして、たいへん抽象的でござい

ますが、適切な漁業権を設定するということで指

導いたしております。しかし、県間にお互に入

り合っているような場合には、なかなかいろいろ

問題もあることを承知をいたしておりますが、や

はり基本的に海面の高度利用といふことを基本

として指導をいたしておるということをございま

す。

○辻一彦君 これは京都府、福井県、石川県の線

の引き方を見ると、京都府の場合は經ヶ岬から西

北ですか線を引きますね。あそこは御存じのよう

に石川県、福井県、京都府と三つあるわけです

が、地形がこう曲がつてゐるのです。曲がつたと

ころに福井県がありまして、左のほうから線を引

くと右のほうに線が引かれる。それから石川県の

ほうから線を引くと左のほうに線が引かれて、福

井県の海面は両方から線を引くとか、三角の頂点

になつて沖合がなくなつちゃうということに線

を引いてみてなるわけです。そうすると、ほかの

場合は、ずっと沖まで延長して漁業権を主張する

のだが、福井の漁業権の場合は、そういう地形の

点から線を引くと三角に囲まれて沖合がなくな

るという、これはどうも私はおかしいよう思う

のですが、そこらは一体どういうような話し合い

なんですが、そこらは一体どういうような話し合い

によつてそういう線が引かれておるのか、参考に

伺いたいと思います。

○政府委員(太田康二君) この点につきまして

は、先ほどの漁業権設定の基本方針の際にも申し

上げましたように、県間、あるいは県の海区漁業

調整委員会の話し合いといふことできまつておる

と承知をいたしております。

○辻一彦君 これはなかなか利害のからむ問題

で、そういう福井の漁民のことだけを言つておる

のじやないんですが、ほかのほうは沖合へ行く

ほど広がつていくんだし、ある県は沖合へいく

ほど狭まつてなくなつちやうというのはどうもお

かしいので、これはむずかしい利害が歴史的にも

あると思いますから、しろうとの私にはわかりま

せんが、一べん公平で、合理的であるかどうか、

こういうことをよく検討していただきたいと思う

んです。

それから、国内資源の問題ですが、これは

ちょっとこまかいことになつて恐縮ですが、琵琶

湖の開発問題が出ております。あそこを開発する

と、水面が一メータ一半ぐらい下がるといわれて

おるんですが、その場合に、あの近辺、福井県を

含めましてアユの稚魚を大量にあそこで生産して

いる。前は私の県は、福井県は敦賀湾でかなり

あつたのですが、あそこは木材貯蔵所等によつ

てだめになり、そういう点で琵琶湖の稚魚、小さ

なアユ、これが非常に大事な資源元になつており

ます。ことしでも十八トン、二千三百七十六万の

稚魚を、アユを、小さいのを買ひ入れておる。と

ころが一メーター三十か、一メータ一五十水面が

琵琶湖で下がると、アユの採捕に甚大な影響ができて、海なし県と同様な状況になると、こういうことを私のほうに、県の内水面のほうから陳情が出ておるんですが、琵琶湖の開発、もちろん私は大事だと思いますが、そういう問題もひとつ開発の中で十分検討してもらいたいと思うんですが、そういう検討がなされて、それに対する保護といふか、あるいは十分な手配が検討されておるかどうか、その点お伺いいたします。

○政府委員(太田康一君) 琵琶湖はアユをはじめとして各種の漁業が琵琶湖並びにその周辺で行なわれております。特にアユにつきましては、全国の放流数量の七割をここで供給をいたしておるというような実態もあるわけでございまして、わが国の漁業上たいへん重要な湖水であるわけでござります。御承知のとおり今回琵琶湖の総合開発が計画をされまして、そのための法律も現在国会で審議をされております。私どもいたしましては、その際水産資源に与える影響というものをできる限り回避する中申しますが、影響を少なくするということの配慮を法律の規定の上にも明らかにいたしたのでございますが、いま申し上げましたように、琵琶湖が占めますところの漁業上の重要性にかんがみまして、海面が低下することとに伴いまして、子供を生む産卵場が非常に荒廃するとか、それから漁港が機能が低下するといふような問題があるわけでございます。そこで、受益を受けるところの下流の県並びに水資源公団で実施いたしましたら、いろいろの補償工事、これを一応現在の計画では約三十八億くらいを考えておりますが、これによりましていま申し上げたような水産の影響を回避するための人工の育苗施設をつくるとか、さまざまな補償工事をまず実施をするということが第一点でございます。

それ以外に、漁港につきまして機能低下が起こりますので、私どもの漁港の予算によりまして事業費約十億くらいを実施をして、漁港の機能の回復をはかるといふことも計画をいたしております。

さらに、琵琶湖は内水面であるわけですが、これがどうも特別に沿岸漁業構造改善事業としてそれを取り上げまして、やはり琵琶湖の漁業の振興といふことにも取り組んでまいりたいと、こうして、目下進めておるということござります。

○社一彦君 それから資源の問題で、これは資源になるかどうかありますかが、ひとつ日本の各地にも起きておると思うんですが、非常に観光ブームといいますか、都会から、工場からたくさん夏、春、秋と保養するために、あるいはクリエーション観光のために海岸へたくさん的人が来ます。たとえば私は若狭湾であります。ここはある意味では運輸省の計画では、東の九十九里浜、西の若狭湾といふように千五百万からの観光人口を夏に吸引しようといふ、そういう計画が新全線でも計画され、具体的には運輸省で進められていました。それほどたくさん人が来る。五百萬ぐらい夏、若狭湾に海水浴に来るのですが、来てくれるのはいいので、けつこうなんですが、その人たちが中には本職の漁民よりもいっぱいなボンベを背負つて、しろくとなら一分ぐらいしか海にもぐれないのが、何十分も海の底にくぐって日なんかを洗いざらい根こそぎにしてしまった心配がある。そういう意味で漁業権といふか、來てくれるのはけつこうなんだが、こういう形でちょっとととつていくのはけつこうなんだが、根こそぎにされると、いうのは非常に問題があるということを、ずいぶん漁民の皆さん方が言つておるので、遊漁といふ点で遊漁法というか、県によっておそれ、地区によつてもいろいろ規制したりしておりますが、まだ全國的にそういう規制がないと思うので、これがどうなればならないかと見えておるが、これいよいよこれから水産厅に伺いたいのは、こういう廃油といふものが水産資源にどういう影響を与えておるか、この三點をまず伺いたいと思います。

○政府委員(太田康一君) 御指摘のとおり、海面申しますが、レジャーブームといふようなこともございまして、これをためようとしてとめるわけにもまいりませんので、私どもやはりさらにこの協議会の場を通じまして引き続き検討をお願いするわけござりますけれども、法制上必要な面申しますが、やはり現在の何と申しますか、レジャーブームといふようなこともございまして、これをためようとしてとめるわけにもまいりませんので、私どもやはりさらにこの協議会の場を通じまして引き続き検討をお願いします。

○説明員(太久保喜市君) 全国におきますところの船舶から発生いたしましたところの廃油の量でございますが、昭和四十五年の実績、これも正確な把握ではございませんで、まあ推定でござりますけれども、約一千二百万トンというふうに推定されございます。それで、この量は海上交通量の増加、船腹量の増大、こういうことに伴いまして、年々増加しているものと見込まれるわけござります。それで、この量は海上交通量の増加、船腹量の増大、こういうことに伴いまして、これがどうなるかと見込まれるわけござります。

○説明員(太久保喜市君) 全国におきますところの廃油の量でございますが、昭和四十五年の実績、これも正確な把握ではございませんで、まあ推定でござりますけれども、約一千二百万トンというふうに推定されございます。それで、この量は海上交通量の増加、船腹量の増大、こういうことに伴いまして、年々増加しているものと見込まれるわけござります。それで、この量は海上交通量の増加、船腹量の増大、こういうことに伴いまして、これがどうなるかと見込まれるわけござります。

○説明員(太久保喜市君) これがどうなるかと見込まれる、こういう段階でござります。
たいとと思うのですが、ちょっとこれ配りたいんですが、沿岸漁業といふものが公害によって非常に漁場が狭められてきておるという、これが日本の漁業が非常に重要な問題であるということが漁業白書でもはつきり指摘をされております。一つは、いまそこに漁業公害の地図といふのを簡単なり、たとえば、せつかく養殖をしている貝類等をとつてしまふというようなことで紛争が頻発しておることは事実でございます。そこで、私どもといたしましては、昭和四十五年度に沿海の都道府県に漁業者と漁業者と学識経験者によって構成しますところの漁場利用の調整協議会といふのを設置をいたしまして漁業者と漁業者の間の調整をござります。ただ、全体的に国全体の方針をどうするかといふような問題もありましたので、これらの各県におきますところの漁場利用の調整協議会の結果等も参考いたしまして、四十六年度、四十七年度引き続きまして中央にやはり先ほど申し上げたような代表の方々にお集まりいただきて、漁場利用の調整中央協議会といふのを開催いたしまして、この間の調整問題を種々検討をいたしております。そこで、最近一応の結論を得ましたので、海面におきますところの遊漁と漁業との調整について事務処理上の基準となる基本的な考え方、当面こういったことをお互いにやつたらどうかといふような基本的考え方の結論を得ましたので、これを都道府県に示したところでござります。

○説明員(太久保喜市君) なお、遊漁につきましては、やはり現在の何と申しますか、レジャーブームといふようなこともございまして、これをためようとしてとめるわけにもまいりませんので、私どもやはりさらにこの協議会の場を通じまして引き続き検討をお願いするわけござりますけれども、法制上必要な面申しますが、やはり現在の何と申しますか、レジャーブームといふようなこともございまして、これをためようとしてとめるわけにもまいりませんので、私どもやはりさらにこの協議会の場を通じまして引き続き検討をお願いします。

いま一つは、今度はタンカーが運び貯のものを入れる場合に、タンカーのタンクの中をクリーニングいたしますクリーニング水でございます。こういう三つの種類のものがございますけれども、こういう発生いたします廃油量、これはそのまま放置いたしますと、海が汚染するということで、海洋汚染防止法に基づいてこの廃油を放出することを規制しようとしておるわけでございますが、そのためには、そのどうしても出てまいります廃油を港で受けとめて、これを処理しなければならないといふことで、海洋汚染防止法の全面実施に先立ちまして、現在廃油処理施設の整備を各港にとってやっておりますが、それぞれの港の一応昭和五十年度における発生量を推定いたしまして、これに見合つたものを整備しようということで計画いたして整備を進めておるわけでございます。ただ、この廃油処理施設は、たとえばタンカーのバテスト水とかタンククリーニング水、こういうようなものにつきましては、石油精製工場とか、そういう企業が用意することが適切な場合もござります、あるいは造船所がやる場合が適切な場合がございます。それで民間にそういうような施設の整備もお願いすると同時に、それ以外にも港湾管理者がそういう施設を整備する場合には五割の補助をいたしまして、整備を進めているわけでございまして、四十七年の三月三十一日現在、全国で二十四港、四十一カ所が稼働している状況でございます。これは民間のもの、港湾管理者のものもひらくめてございます。それで四十七年度末には四十四港、六十七カ所の施設が整備され予定でございます。それで、このような施設を整備いたしまして、片一方におきましては、そういう廃油を放出することを規制するように取り締まっていただいて、それで海の清浄化をはかるようになります。

でござります。私どもの実験室における研究の結果あるいは実際に起こった問題等分析した経緯によりますと、魚種による有臭成分の吸収の差にも原因があるかもわかりませんが、水域の水で油のにおいのないことが限界でありまして、水の着臭限界の含油量は○・○一P.P.Mが限界である。活性汚泥法によって処理した廃水ならば○・一P.P.Mを限界とする。底質——海の底の状態でございますが——については○・二%の含油泥土において一日で確実に着臭するといふことが明らかにされております。

あるいは福島、東海という数ヵ所にすぎませんが、原子力委員会等が——あとで科学技術庁から御説明をいただきますが——計画しておるものを見ると、数十カ所の基地が沿岸につくられ、そこから排出される温排水の問題は、将来の水産資源に私は大きな影響を与えるんじやないか、この実態を若干ここで明らかにして、私はその対策を考えなければならぬと、こりうふらに思うわけであります。そこで、まず科学技術庁のほうから昭和五十五年、六十年、六十五年と原子力委員会等で検討されておる原子力発電の風景といいますか、計画について報告をいただきたいと思います。あまりこまかいことはけつこうですが。

○説明員(大坂保男君)　ただいま考えられております原子力発電所の計画でございますが、昭和五十五年におきましては、運転開始するものを含めまして大体三千二百万キロワット程度、それから昭和六十年度では六千万キロワット程度といふように想定いたしておりまして、その発電キロワットに対応いたします原子炉の基幹をいたしましては、これから大型化を想定いたしまして、大体八十万キロワットないし百万キロワットクラスのものということで考えておりまして、たとえば三千二百万キロワットでござりますと大体四十基前後、それから六十年度の六千万キロワットになりますと七十基前後になるんじやないかというふうに想定いたしております。

○辻一彦君 まあ、そのほかにもたとえば中央電力協議会が四月の二十日に発表しているのを見ても、やはり十一年間に大体六十基、六千万キロワット着工すると、いまと同じであると思う。私は、これからエネルギーの方向はいろいろ問題があろうと思いますが、もしこういう形で原子力発電所が全国の各地に建設されるとすると、これは企業の法則からいって、一つの敷地に一つというよりも、どうしても安上がりのためには、一つの敷地に幾つかを求めていく。少なくとも原子力委員会が言うように二十数カ所の原子力基地が想定をされる。このときに出来れる温排水の量は、私が簡単に計算してみると百万キロワットにおいて一秒間に七十トン。だから、これが一千万キロワットでは当然七百トンになりますし、六千万キロワットであれば四千二百トン、一億キロワットになれば秒七千トンの温排水が海に流や込むということになる。日本の最大河川の信濃川は秒四百トンの水が大体流れているとすると、これが一億キロワットになれば十八本の信濃川が集中的に沿岸に流れ出すという計算になる。そこで、こういう状況の中で、温排水が水産物等に与える、漁業に与える影響といふものは、これはどうもまだ世界のほうでも、世界的にも非常に研究は足りないようですが、アメリカあたりが非常にこれに気を使って調査をし検討をしている。こういうことから考えますと、非常に影響する点があるんじゃないかなと、こう思うわけですが、そちらの状態を見て水産庁としては一体どういうふうに考えておられるか、まずこの点を伺いたいと思うのです。

○政府委員(太田康二君) 温排水の問題につきましては、一般に魚介類は生存可能な水温の範囲がかなり広いというふうに言われておりますが、温排水によりまして水温が恒常に上昇したといふ場合には、その海域におきますところの生物相が局的に変化するといふことが、当然予測され

るわけでございます。特にノリ等は高水温の影響を受けやすいのでございまして、漁場の冬季の水温が十度以上になるというふうな場合には、非常に病害が発生しやすいといわれております。ノリ等につきましては、大きな問題になることが考えられるわけでございます。そこで私どもいたしましては、いままで原子力発電所からの温排水の問題につきましては、ある程度局部的な問題であったわけでございますけれども、今後これが全国的に増設されまいりますと、温排水の先ほど申し上げました生物相への影響の範囲も、局地的なものにとどまらないで、かなり全国化するおそれがあるところでございますので、関係省庁と共同いたしまして温排水の漁場環境への影響調査といらものを促進しなければならないだろうというふうに考えております。さらに当然これは水産資源の維持上必要があることを考えますので、水質汚濁防止法によりまして所要の規制を行なうということが考えられますので、これらの規制の対象、規制の方法等につきまして早急に必要な規制を行なうよう関係省と協議してやつてしまりたいと、かように考えております。

なお、これは蛇足でございますが、先生も御承

知のとおり、世界各国、特にイギリス、アメリカ

等では温排水による冬季の魚類等の養殖にこれを積極的に利用するといらことも研究をいたしておりまして、私どもおくればせながら今回この研究に着手をいたしておりますのでございまして、両々相まちましてこの問題については対処してまいりたい、かのように存じております。

○辻一彦君 この問題は水産庁長官とはほかの場

でも論議をしたことがあるので、私もあまり深く

は時間の点もありますから触れませんが、なるほ

ど取る漁業からつくる漁業へ、こういうことで養

殖も私は大事なことを否定しません。また大事で

す。しかし、温排水の問題は、利用を先に考えるよりも、出る被害をどうするかという影響を先に

さか立ちした発想であつて、私はこれはちよつと

二カ年かかつて共同で調査をした、この内容はす

るわけでございます。特にノリ等は高水温の影響を受けやすいのでございまして、漁場の冬季の水温が十度以上になるというふうな場合には、非常に病害が発生しやすいといわれております。ノリ等につきましては、大きな問題になることが考えられるわけでございます。そこで私どもいたしましては、いままで原子力発電所からの温排水の問題につきましては、ある程度局部的な問題であったわけでございまして、ノリ等につきましては、大きな問題になることが考

えられるわけでございます。そこで私どもいたしましては、いままで原子力発電所からの温排水の問題につきましては、ある程度局部的な問題

であったわけでございますけれども、今後これが

全国的に増設されまいりますと、温排水の先ほど申し上げました生物相への影響の範囲も、局地

的なものにとどまらないで、かなり全国化するお

それがあるところでございますので、関係省

庁と共同いたしまして温排水の漁場環境への影響

調査といらものを促進しなければならないだろう

というふうに考えております。さらに当然これは

水産資源の維持上必要があることを考えますので、

水質汚濁防止法によりまして所要の規制を行なう

ということが考えられますので、これらの規制の

対象、規制の方法等につきまして早急に必要な規

制を行なうよう関係省と協議してやつてしまり

たいと、かように考えております。

なお、これは蛇足でございますが、先生も御承

知のとおり、世界各国、特にイギリス、アメリカ

等では温排水による冬季の魚類等の養殖にこれを

積極的に利用するといらことも研究をいたしておりまして、私どもおくればせながら今回この研

究に着手をいたしておりますのでございまして、両々

相まちましてこの問題については対処してまいり

たい、かのように存じております。

○辻一彦君 この問題は水産庁長官とはほかの場

でも論議をしたことがあるので、私もあまり深く

は時間の点もありますから触れませんが、なるほ

ど取る漁業からつくる漁業へ、こういうことで養

殖も私は大事なことを否定しません。また大事で

す。しかし、温排水の問題は、利用を先に考えるよりも、出る被害をどうするかという影響を先に

さか立ちした発想であつて、私はこれはちよつと

二カ年かかつて共同で調査をした、この内容はす

か。昨日の三月に水産庁から欧米原子力の温排水

の視察にA班二班が行つておられる。二班が行つ

たならば、少なくとも私は一班は被害のほうを見

てこられたらいんじゃないかと思うのですが、

どうも調査を聞くと、両方とも養殖のほうばかり

ごらんになつて帰られた、こういうような報告を

聞くわけなんです。だから、私は出発点から水産

庁はこの温排水が水産資源に与える重要な影響

ということをどうも軽視をしておるのじゃない

か、こういふに私は思てならないんだが、その点重ねてあります。一ぺん長官から

お伺いしたい。

○政府委員(太田康二君) 決して私ども原子力発

電所から排出される冷却水としての温排水につい

ての漁業に及ぼす影響ということを軽視をいたし

ておるのでございまして、実は現実に

設定されております原子力発電所等につきまして

は、それぞれ県をして監視をせしめると同時に、

取水口におきまして毎度これを——これは放射能

のほうの関係でございますが、調査をいたし、こ

れを公表すると、いうことをいたしておりますし、

私どもの試験研究機関でもこれを採取いたしまし

て分析をいたしておるというようなことでござい

ます。

それから、沖合いに拡散するに従いまして一体

温度差がどうなるかという点につきましても、す

ぐに私どもの見解をいたしておるわけですが

ございまして、この広がり等の問題につきまして、

なお科学技術庁との見解に聞きがあるといふよう

な御指摘も受けておりますが、これらにつきまし

ては、さらに科学技術庁あるいは環境庁等とも打

ち合わせまして、先生御心配の向き、十分私ども

もわかるわけでござりますし、現に先ほど申し上

げましたように、ノリ等に対する影響もあるわけ

でございますから、さらに研究を一段と深めまし

てこの問題に対処してまいりたいと、かように存

じております。

○辻一彦君 これは北海道の道府が北海道大学と

原発環境研究会議といふものが結成されたと聞い

ておりますし、科学技術庁では環境安全専門委員

でに水産庁お持ちであろうと思いますが、私もこ

れを一部手に入れました。これを見ると、やつぱ

り北海道のスケソウダラの卵あるいは稚仔に与え

る影響といふものがやはりかなりあるといふこ

と、そういうことがこれにかなり出ております。

それから私どものほうでもアワビの人口養殖

という問題があるが、アワビの貝はあまり専門

じやないのでわからぬのですが、ペリジャーと

いう中で浮遊卵が出て、これが二三日で〇・一ミ

リグラムの稚貝になる。これが植物性のプランク

トーンに、珪藻等について浮遊をしているといふこ

ういうアワビの人口養殖の場合における貝の稚

仔を見ても、〇・一ミリグラムのものが浮遊をして

いる。こういふものに与える影響といふもの

は、私はまだ世界のどこも解明していない、そぞ

ういう問題だらうと思うんですよ。そういう点から

私は、これはこれからの水産資源として考える

と、この日本列島の周辺にこれだけの公害の拡散

の、廃棄物の場がありますが、二十数カ所の原子

力基地の出す温排水は、将来私は、漁業にとって

は重大な問題になるんではないか、そういう点で

はよほどしっかりした対策を立てないといかぬ

でないか。特にアメリカにおいて最近百万キロ

ワットをこえる大型の原子炉の建設許可がある程

度度ストップしている原因は、こういふ熱汚染、熱

害についての因果関係も明らかでないといふこと

で、温度被害につきましては、先生御承認のと

おり、温排水の希釀、拡散のメカニズムもはつき

りいたしておりますし、また漁業に与えます被

害は、温度による被害だと思っておりますけれ

ども、温度被害につきましては、先生御承認のと

しておるわけでござります。そこで、排水の主たる

被害は、温度による被害だと思つておりますけれ

ども、温度被害につきましては、先生御承認のと

しておるわけでござります。そこで、排水の主たる

被害は、温度による被害だと思っておりますけれ

ども、温度被害につきましては、先生御承認のと

しておるわけでござります。そこで、排水の主たる

○説明員(大坂保男君) 溫排水の問題につきましては、ただいま辻先生が御指摘のとおり科学技術庁におきまして環境安全専門部会を原子力委員会のもとに設けまして、六つの分科会を設けたわけでございますが、そのうち特に温排水の重要性に着目いたしまして、温排水分科会といふものを一つの分科会として設けたわけでございます。一般的な温排水の調査その他につきましては、ただいま環境庁からお話しのございましたように、環境庁を中心として関係各省が協力して温排水の拡散の調査、水産資源に対する影響その他につきまして協力申し上げることになつておるわけでござりますが、私どものほうの専門部会におきましても、温排水の拡散はどうなるか、あるいは水産資源等に対する影響はどうなるか、あるいはプラス面としまして温排水を利用する水産資源の養殖という方法等につきまして、さらに専門家の御意見をいただいて今後の温排水対策に資したいという意図で設けて、現在審議中でございます。

○政府委員(岡安誠君)　いや、私、申し上げましたのは、長官がこういう御意思で関係局長にそろい指示があつたということは事実でござりますけれども、それに基づきまして現在こういう会議をまだ設けていないということを申し上げたわけでございます。現在、とりあえず私どもといたしましては、緊急性の点から温排水についての各省庁の連絡会議を設けているということをお答え申し上げたわけでございまして、今後放射性物質等の問題につきましても、こういう趣旨に沿いまして検討はいたすつもりでござります。

○辻一彦君　そうするとあれですか、原発環境研究会議がそういう方向を大体進めていくというような考え方があるんですね。

○政府委員(岡安誠君)　やはり必要に応じまして、そういうようなものも必要ではなかろうかといふふうに実は考えております。

○辻一彦君　そこで大臣にお伺いをいたしたいんですが、科学技術庁はこの温排水の問題を重視をして環境安全専門委員会を構成し設置をして、その中に温排水の分科会を設けて取り組んでいる、それから環境庁はいま言われたように温排水の各省連絡会議を設けている、中央公害審議会の中温排水分科会を設けておる、また大石長官はこの問題で原発環境研究会議を大体発足をさしたといいう意向をこれは言明をしている、これだけ温排水の問題をめぐって環境庁や科学技術庁がいま取り組んでいる中に、この一番影響を受ける漁業資源、その元締めである水産庁や農林省は私は体制として非常におくれておると思いますけれども、これについて大臣、どう思われますか。

○国務大臣(赤城宗德君)　いまのお話のよろしくお聞きいたしました。それで、四十七年度から関係省庁と共同して試験関係機関が参加して温排水の漁場環境への影響を調査促進しておりますので、おくれておりますんで、

一緒にやつておりますから御安心ください。
○辻一彦君 しかしね、環境庁も科学技術庁も独自の専門部会を構成をしてやつてある、その中で農林省、水産庁がそのメンバーになつて一緒にやつていますといふようなことでは、私は非常に消極的ではないか、むしろこの問題は水産庁、農林省が中心になつてこういふ取り組みをすべきであると思いますが、それらの見解はどうですか。
○國務大臣(赤城宗徳君) これは主務官庁が環境庁ですから、そこで統一して共同で研究するというのは、これは当然だと思うんで、農林省で鶴の研究ばかりやつて、科学的な研究やその他不十分なところがありますから、専門的な官庁が、あるいは専門的な技術がそれに参加してやるといふことが、これは官庁同士の関係でござりますからいいと思います。ですから、これをかまわないでいいというわけじゃないんですから、そこをよく御了解願いたいと思います。
○辻一彦君 私は、環境庁がその主管の官庁として、そこに農林省、水産庁が参加をしてやつてもらうことけつこうですよ。しかし、農林省や水産庁の内部に、少なくもはその官庁以上の体制を私はとつてもららう、そういう体制が必要だと思うんですが、その点をお伺いしたい。
○政府委員(太田康二君) この問題がたいへん水産業に及ぼす影響が大きいということで、先般おたしかお答え申し上げたんだございますが、四十六年度に機構改革いたしまして、私どもの東海区水産研究所の中に放射能部という部を設けました。この放射能部と海洋部、それと各水研にござります海洋調査部が中心になりまして、各県の水産試験場の担当の方々を集めまして、私のほうでいたしましても、これの水産資源に及ぼす影響調査といふふうなことについて、どういふ調査をいたしましたらよろしいかといふことの会議は持つておるのでございまして、決して私どもがこれに対応する取り組みが不十分であるといふには考えておりません。それと、先ほど申し上げましたよろしくお申されましたが、大臣の申されましたように、各省庁と共同

いたしまして、試験研究機関員をいたしまして、いま申し上げましたようなことでやつてまいり、そして問題の解明に当たりたい、こう思つております。

○辻一彦君 私、大臣と長官のそういう決意を聞いてけつこうだと思います。ただ、申し上げておるのは、この原子力発電に住民運動が起つておる、その主力は漁民であるということ、一番関係が深いということを、これをひとつかり頭の中に入れておいていただきないと、よそとのような態度でおつてはいたへんだから、その点しっかりとしたとどめたいと思います。まあ、この問題は、私、これで終わりたいと思います。

そこで、環境庁にそういう研究会議ができ、各省の研究会議ができ、そこが大体主管の、所管される官庁になるわけです、環境庁が、そこで科学技術庁の原子力委員会の中にも、環境安全専門委員会ができておりますが、こととの関係は、ちょっと名前がよく似ておるような点もありますが、どういうふうに行行政上調整するか、その点どうですか。

○政府委員(岡安誠君) 私どもは、水質汚濁防止法によりまして、少なくとも温排水の温度によります環境汚染ということにつきましては、規制をいたしたいという立場でござります。それにつきましては、先ほどお話しあいましたとおり、水産庁のほうでいろいろ魚類等に対します影響の御研究その他をやっていただいておりますので、それらとともに共同いたしまして、私どものほうは今後調査なり研究を進めるわけでございますし、また、原子力発電その他火力発電等につきまして、技術的に推進をいたしております科学技術厅におきまして、当然これはいろいろ御研究いたさまして、その成果等も私どもはお聞きをし、また、チエックをするところはチエックをし、そういうふうなことで、政府の温排水対策が前進をするときましても、当然これはいろいろ御研究いたさまして、その成果等も私どもはお聞きをし、また、チエックをするところはチエックをし、そういうふうに実は考えております。私どもやはり私どもだけで温排水対策ができるとは思つておりますので、それぞれの部署を受け持つております。

官厅におきましては、この問題に当然その立場から御協力をいただくといふうに私どもは願つてお話しのございましたとおりでございまして、私どもといたしましては、先ほど申しましたように原子力発電からの温排水につきましては、問題が問題でござりますので、環境庁で放出基準ですか、規制の基準をつくるまでながめているといふことじやいかぬといふので、私どもといいますか、原子力委員会としましても、できるだけこの問題について、その実態の調査あるいは対策等を考えていきたいということで、先ほど申し上げました環境安全専門部会において、専門家の方々の御参加を得て審議しているわけでございまして、環境庁がもちろん規制の基準をおづくりになりましら、それにあわせてやっていくということございますが、それまでの間でも、できるだけ環境庁のお手伝いをしたいということでございます。

○辻一彦君 きょうは、この温排水は、漁業との関連の問題ですからそれ以上私、触れません。また、別の場にいたしたいと思います。

非常に漁業の上に新しい公害問題として、温排水の問題が、これから日本のエネルギー開発の中にも登場するだらうというふうに思われますから、

○説明員(大坂保男君) ただいま環境庁のほうからお話しのございましたとおりでございまして、私どもといたしましては、先ほど申しましたように原子力発電からの温排水につきましては、問題が問題でござりますので、環境庁で放出基準ですか、規制の基準をつくるまでながめているといふことじやいかぬといふので、私どもといいますか、原子力委員会としましても、できるだけこの問題について、その実態の調査あるいは対策等を考えていきたいということで、先ほど申し上げました環境安全専門部会において、専門家の方々の御参加を得て審議しているわけでございまして、環境庁がもちろん規制の基準をおづくりになりますか、規制の基準をつくるまでながめているといふことじやいかぬといふので、私どもといいますか、原子力委員会としましても、できるだけこの問題について、その実態の調査あるいは対策等を考えていただきたいということで、先ほど申し上げました環境安全専門部会において、専門家の方々の御参加を得て審議しているわけでございまして、環境庁がもちろん規制の基準をおづくりになりますか、規制の基準をつくるまでながめているといふことじやいかぬといふので、私どもといいますか、原子力委員会としましても、できるだけこの問題について、その実態の調査あるいは対策等を考えていただきたいということで、先ほど申し上げました環境安全専門部会において、専門家の方々の

これはひとつ農林省、水産庁、環境庁、科学技術庁、十分各省で積極的な取り組みをして、漁民が安心できるようぜひしていただきたい、このことをひとつ要望して質問を終わります。

○委員長(高橋雄之助君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十九日)

一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十年法律第九十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、昭和四十七年十月一日以後にその喪失に係る組合員の資格を取得した者(当該資格の取得の日の前日において任意継続組合員であつた者を除く。)については、この限りではない。

第六十二条第一項第一号中「百分の十六」を「百分の十八」に改める。

附則第六条の次に次の二条を加える。

(第一条第二項の法人の職員に対する特例)

級「第三十二級」を「第二十八級」に、「第三十四級」を「第三十二級」を「第二十九級」に、「第三十三級」を「第三十級」に、「第三十六級」を「第三十二級」に、「第三十五級」を「第三十二級」に、「第三十六級」を「第三十二級」に、「第三十七級」を「第三十四級」に改める。

第六十二条第一項に規定する法人の職員のうち、法人全国農業共済協会及び社団法人中央畜産会の職員にあつては昭和四十五年十一月十八日、社団法人中央畜産会の職員にあつては昭和四十五年十月一日(以下これらを「適用日」という。)の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で適用日に組合員となつたものが、昭和四十七年十月一日まで引き続き組合員であつた場合においては、その者が組合員であつたものとみなされた期間で昭和三十四年一月から適用日の属する月の月末までに係るもの各月につき、法令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなされた場合において当該法人が納付すべきであった掛金の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和四十七年十二月三十日までに組合に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該法人の法律(第二十一条を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、適用日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

5 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の第5項とみなされ、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

第六条の三 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前の期間を有する組合員又は任意継続組合員に係る給付

2 前項の規定は、第一条第二項に規定する法人が、当該法人の職員で前項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を

3 前項の申出をした第一条第二項に規定する法人は、前項に規定するその職員のそれそれについて前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十四年一月から適用日の属する月の月末までに係るもの各月につき、法令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなされた場合において当該法人が納付すべきであった掛金の額からその者についての厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和四十七年十二月三十日までに組合に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該法人の法律(第二十一条を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、適用日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

5 第三条に規定する納付金は、第五十四条第一項の第5項とみなされ、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

の額の算定については、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)附則第四条第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四条、第六条、第九条、第十一条、第十三条、第十六条及び第十九条から第二十一条まで並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十一号)附則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的説明は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。ただし、第一条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)第六十二条第一項の改正規定並びに同年四月一日から、第四条及び次項の規定は〇公布の日から施行する。この法律による改正後の法第六十二条第一項の規定は、同年四月一日から適用する。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

(厚生保険特別会計からの交付金)

3 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十七年十月一日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の第四種被保険者についての措置)

4 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、この法律による改正後の法附則第六条の二第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた法第一条第二項に規定する法人の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間を組合員期間に合算されることとなつたときは、当該組合員となつた日以後における厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。この場合においては、政府は、政令で定めるところにより、その者が厚生年金保険の第四種被保険者とし

て納付した保険料の額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、厚生保険特別会計からその者に還付する。

(所得税法等の特例)

5 この法律による改正後の法附則第六条の二第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四条第一項第三号及び第三百四十四条の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

6 (厚生保険特別会計法の一部改正)
7 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第二十三条中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項」を、「農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第四号)附則第四項」に改め、「交付金」の下に「並ニ同法附則第五項ノ規定ニ依ル本会計ヨリノ還付金」を加える。

昭和四十七年六月五日印刷

昭和四十七年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A